



有機農業をはじめよう！ No.3

第12回有機農業公開セミナー 資料集

食と農による地域づくりを考える

日 時：2012年10月30日（火）13:00～17:30

31日（水） 8:00～13:30

会 場： 瀬戸内市保健福祉センター ゆめトピア長船 大ホール
（岡山県瀬戸内市）

主 催：有機農業参入促進協議会

共 催：農と食による地域づくり研究会

後 援：農林水産省、岡山県、瀬戸内市、岡山商科大学

巻 頭 言

「3.11」以降の国民的感情として、より質の高い安全に対する感覚的欲求が高まる中、一般消費者の意識も少しずつ変化しています。それは単に安全な食べ物を求めるというだけではなく、その背景に見え隠れする、本来あるべき健全な社会に対する希求、欲求でもあるのです。何が見え隠れしているのでしょうか。

健康で生産性の高い有機農業の現場では、多様な生命が相互補完的に機能しながら、豊かな循環を繰り返し、その仕組みの中で綺麗で美味しい有機農産物が作られていくのです。それを実感するのは生産者だけではありません。「美味しい、安心できる」という感覚を通して、消費者の好奇心と想像力を高め「本当に豊かな社会とは何か」と言う根源的な問いに対する共通の学習者として、生産者と消費者が共に学び、社会に対する役割意識を共有していこうという共通認識が高まっているのです。

農薬も化学肥料も無かったかつての日本の農作物は、病害虫だらけだったのでしょうか。決してそうではありません。では、なぜ今ではそれが難しいと言われているのでしょうか。それは、環境が違うから、当時と農業を取り巻く生態系が変わってしまったからです。かつての日本とは田畑に具わる自然力が低下もしくは退化しているからに他なりません。しかし、秀品が安定生産される有機農業の田畑は、食物連鎖の底辺が豊かで、病原菌や害虫がいてもその働きを抑制する微生物や動物がいて、生態系のバランスが取れ、しかも土そのものの生産力も高いのが特徴です。

田畑だけではなく、山や川とその流域、海に至るまでバランスの取れた豊かな生態系が、質の高い安全な農産物には不可欠です。その象徴的なモデルとして、有機農業が位置づけられ、それを基にした生物の多様性が再現できるような里地、里山、里海の再生が求められているのです。

地域の生産者と消費者が、単に生産と消費と言う経済的に対立する立場ではなく、健全な社会をつくるための共通の活動として、地域住民が生産と消費を捉え、地域全体でこれを支えていくことが、近い将来の日本の食と農を守ることにつながるのではないのでしょうか。

最後になりましたが、食を基軸とした農商工連携を推進し、地域の自然とのつながりを大切にすまちづくりに取り組んでいる岡山県瀬戸内市にて「食と農による地域づくりを考える」をテーマに公開セミナーを開催できることを嬉しく思います。開催にあたってご尽力いただいた関係各位にこの場を借りてお礼を申し上げます。

2012年10月30日

有機農業参入促進協議会

会長 山下 一穂

目次

プログラム	7
会場案内	8
講師プロフィール	10
■第1部 基調講演	
地域のか 食・農・まちづくり（大江正章）	13
■第2部 事例発表とパネルディスカッション	
備前福岡の市を通じた地域づくり（大倉秀千代）	23
コウノトリをシンボルとし、生き物と共生するまちづくりと 安心で安全な米づくりへの挑戦（佐々木哲夫）	28
コウノトリが舞う生きものと共生する越前市を目指して（佐々木哲夫）	34
岡山県にみられる有機農業を核にした農と食によるまちづくり（岸田芳朗）	44
■参考資料	
「農と食による地域づくり」参考資料（岸田芳朗）	51
皆さんが農業を支援しながら、 「今、新たに命と向き合う」ために実践してほしいこと！（岸田芳朗）	55
岡山県有機無農薬農業推進要綱	57
越前市食と農の創造ビジョン	59
越前市食と農の創造条例	69
備前福岡の市圏地産地消推進協議会	74
飯山農園の取り組み（飯山太一）	76
農業生産法人（株）ワッカファームの取り組み（佐々木竜也）	79

新規就農3年目の意気込み（大河原弘美）	81
アイガモ農法から桃の有機栽培へ（井頭俊彦）	83
ブドウ栽培の常識への挑戦（上松美智夫）	86
有機農業に関する相談の問い合わせ先	89
有機農業の研修受入先をご紹介ください	91
有機農業公開セミナー開催一覧	92

プログラム

10月30日（火）基調講演・パネルディスカッション

13:00～13:30	開会式	あいさつ	鶴田 志郎 (有機農業参入促進協議会 副会長)
			日並 洋一郎 (農林水産省農業環境対策課 係長)
			浜中 治郎 (岡山県農林水産部農産課 課長)
			武久 顕也 (瀬戸内市 市長)
13:30～14:45	基調講演 「地域のカー食・農・まちづくり」		大江 正章 (コモンズ)
14:45～15:00	休憩		
15:00～16:00	事例発表	大倉 秀千代 (備前福岡の市圏地産地消推進協議会)	
		佐々木 哲夫 (越前市産業経済部)	
16:00～16:10	休憩		
16:10～17:30	パネルディスカッション 「農と食による地域づくりを考える」		コーディネーター 岸田 芳朗 (岡山商科大学)

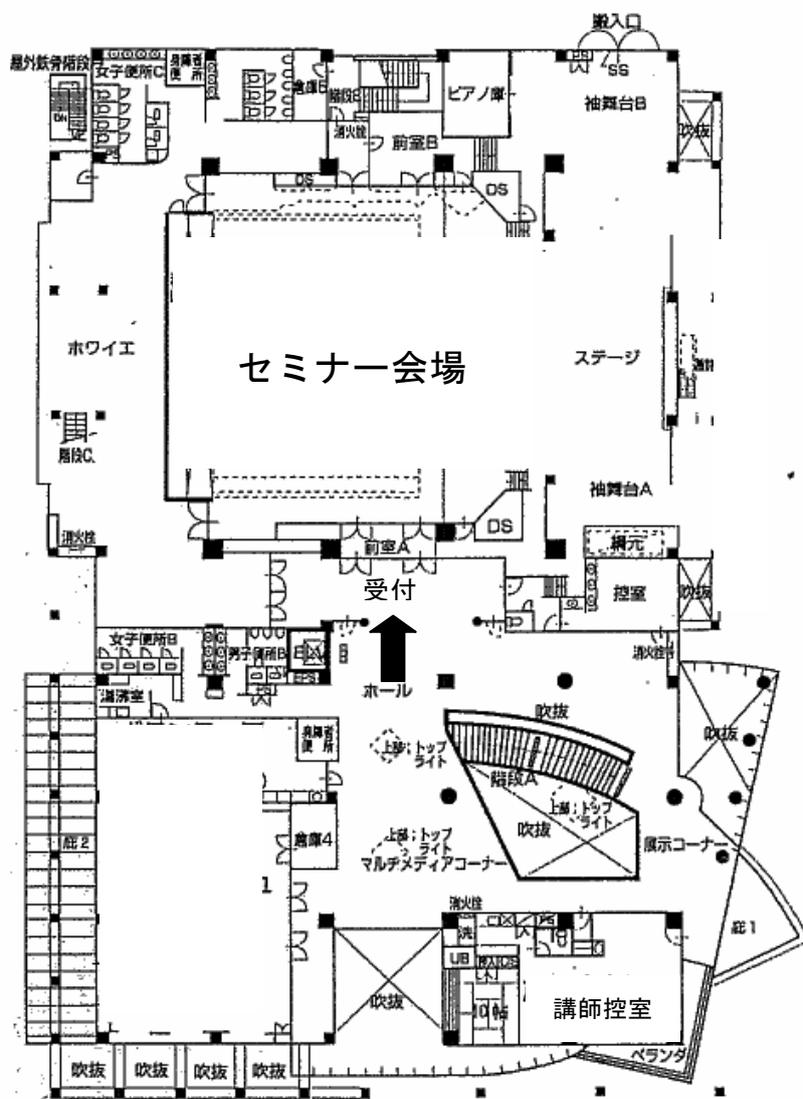
終了後、18:00 より (株) 一文字にて意見交換会 (別料金) を開催いたします。

10月31日（日）現地見学会

8:00	JR 岡山駅西口バスターミナル集合、マイクロバスにて移動
8:50	瀬戸内市保健福祉センター駐車場、マイクロバスにて移動
9:00	JR 赤穂線長船駅集合、マイクロバスにて移動
9:30～12:00	飯山農園、ワッカファーム (瀬戸内市)
12:30	JR 赤穂線長船駅解散
12:40	瀬戸内市保健福祉センター駐車場
13:30	JR 岡山駅西口バスターミナル解散

会場案内

瀬戸内市保健福祉センター ゆめトピア長船 2階



注意事項

- 館内は禁煙となっております。おタバコは館外の決められた場所にてお願いいたします。
- セミナー会場内での飲食はできません。飲食はロビーにてお願いいたします。
- ゴミは各自でお持ち帰りください。

情報交換会・2日目集合場所

情報交換会（10月30日18時～20時）

- パネルディスカッション終了後、（株）一文字にて行います。ご参加の皆さまには、スタッフの指示に従って速やかなご移動をお願いいたします。
- お車でご参加の方は、18時までに会場までお越しください。

現地見学会（10月31日8時～13時30分）

- お車でご参加の方は、瀬戸内市保健福祉センター駐車場に駐車し、8時50分までにマイクロバスにご乗車ください。
- 公共交通機関をご利用の方は、JR 岡山駅西口バスターミナル 28番または 29番のりば（下図●印、8時出発）、JR 赤穂線長船駅正面口（9時出発）にご集合ください。



講師プロフィール

大江 正章（おおえ ただあき）

1957年、神奈川県生まれ。早稲田大学政経学部政治学科卒。80～95年、学陽書房編集部勤務、96年、コモンズ創設。現在は、コモンズ代表・ジャーナリスト。このほか、アジア太平洋資料センター共同代表理事、全国有機農業推進協議会理事、日本有機農業学会理事、出版流通対策協議会監事などを勤める。主な著書に、『農業という仕事―食と環境を守る』（岩波ジュニア新書）『地域のカー・食・農・まちづくり』（岩波新書）『経済効果を生み出す環境まちづくり』（共著、ぎょうせい）『新しい公共と自治の現場』（共著、コモンズ）などがある。

大倉 秀千代（おおくら ひでちよ）

1952年、岡山県生まれ。東京理科大学卒。93年、母親の病気をきっかけにサラリーマン生活を終え、東京からUターン。家業のうどん店を継ぐ一方、農業も並行してはじめる。独自の合鴨農法による水稲・合鴨が好評。経営面積130a（水田123a、畑地7a）。現在、備前福岡の市圏地産地消推進協議会会長。

佐々木 哲夫（ささき てつお）

1952年、福井県生れ。福井工業高等専門学校化学科卒。村田製作所勤務を経て、旧今立町役場に勤務。合併後、越前市役所の農政課長、農林審議監を経て、現在、越前市産業環境部長。このほか、越の国有機農業生産者の会&福井県有機農業ネットワーク事務局、丹南市民共同発電所の会事務局などを勤める。

岸田 芳朗（きしだ よしろう）

1953年、秋田県仁賀保町生まれ。岡山大学大学院修了。農学博士。岡山大学大学院勤務を経て、岡山商科大学経営学部教授。このほか、日本有機農業学会理事、（公財）自然農法国際研究開発センター評議員、全国合鴨水稲会代表世話人、中国江蘇省興化市人民政府技術顧問、中国四国食農交流ねっとわーく事務局長などを勤める。専門は総合農学、有機農学、地域づくり学。2000年度岡山市文化奨励賞を受賞。著書に『生産者と消費者が育む有機農業』（筑波書房）『地方からの地産地消宣言』（吉備人出版）『有機農業の技術と考え方』（共著、コモンズ）などがある。

第 1 部

基調講演

大江 正章（コモンズ・ジャーナリスト）

平成 18 年 12 月に施行された有機農業推進法に基づき、19 年 4 月には国の有機農業推進に関する基本方針が策定され、24 年 3 月までには 47 都道府県すべてで有機農業推進計画が策定されました。市町村においても有機農業推進体制の整備が進みつつあります。

各地の有機農業推進協議会などをはじめ、公的機関と民間が協働した有機農業推進活動が、それぞれの特徴を活かしたあり方で進められるようになってきました。これらの取り組みをとおして、有機農業の推進は、単に栽培方法の転換としてだけではなく、地域づくりの核として受け入れられています。

基調講演では、大江正章氏より、有限の資源を無限にあるかのごとく使用した大量生産、大量消費、大量破棄の社会から環境や多様な生きものを大切にしたこれからの社会のあり方を、自治体と民間が協働で取り組んでいるまちづくりの事例やそのなかで有機農業が果たしてきた役割を踏まえて、豊かな地域づくりの特徴について、わかりやすく紹介していただきます。

地域の力

食・農・まちづくり

大江 正章

コモンズ代表 ジャーナリスト 全国有機農業推進協議会理事

1. 21世紀は農山村の時代・脱成長の時代

20世紀型産業社会（都市文明）は地球環境から見て限界

1960年代以降の40年間（食料・エネルギー外部依存社会）が歴史的に見て異常

4つの低自給率——食料39%、農地27%、穀物26%、エネルギー4%

脱成長の時代——経済成長なき社会発展をめざす

定常型社会——経済成長を絶対的な目標としなくても十分な豊かさを実現していく

2. 自治体はどう考えているのか

全国の市町村（無作為抽出）と政令市・中核市・特別区計986と47都道府県に対する「地域再生・活性化に関するアンケート調査」（2010年、広井良典氏）。

今後の地域社会や政策の方向性の基本を問う設問への回答（図1）

「可能な限り経済の拡大・成長が実現されるような政策や地域社会を追求」11%

「拡大・成長ではなく生活の豊かさや質的充実の追求」73%

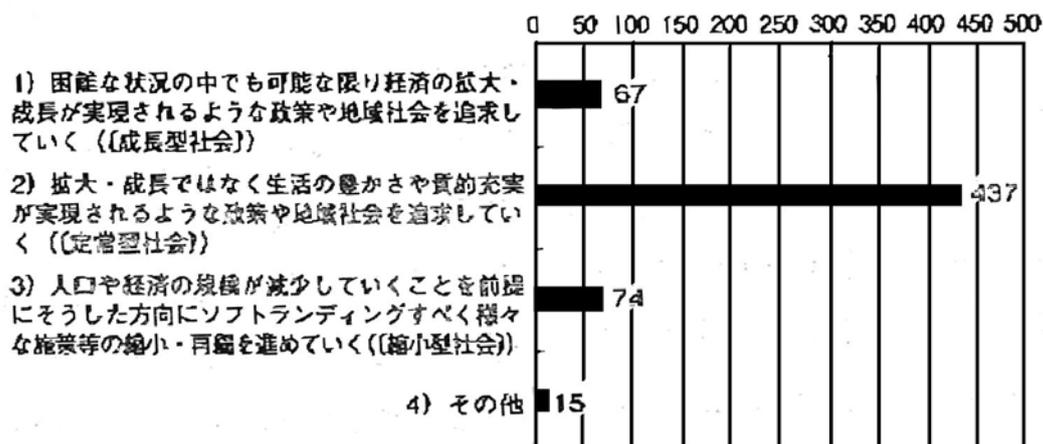


図1 今後の地域社会や政策の方向性
——「拡大・成長 vs 定常」という座標軸

（出典）広井良典『創造的福祉社会——「成長」後の社会構想と人間・地域・価値』筑摩書房、2011年。

グローバル化に対応して競争力を重視するか、ローカルなまとまりを重視して経済や人ができる限り地域内で循環する方向をめざすかという設問への回答（図2）

人口30万人未満の自治体は後者が多数

人口5万人以下の自治体では後者が138と前者の4倍以上

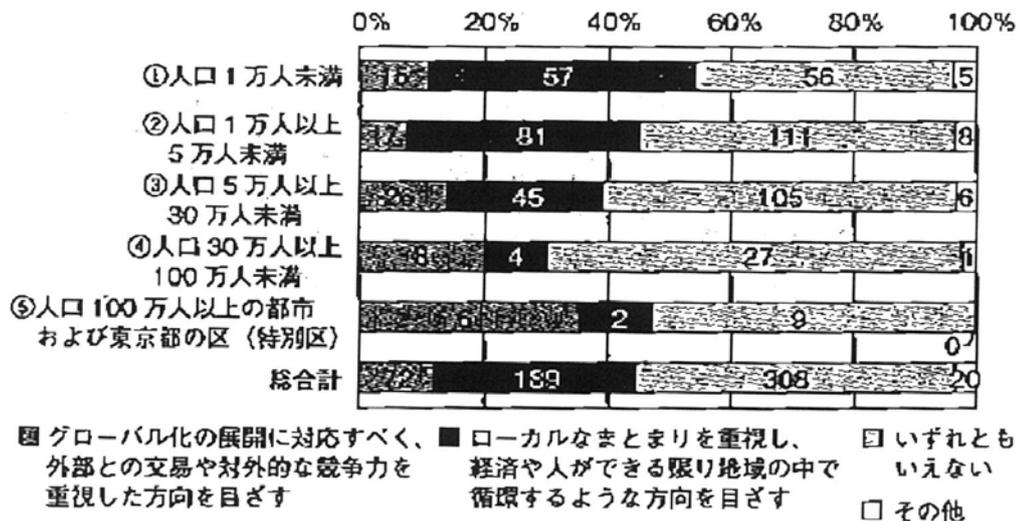


図2 「グローバル化 vs ローカル化」という座標軸と今後の方向

（出典）図1に同じ。

3. 若者世代の価値観の転換

人間と環境にやさしい社会を志向——団塊世代は嫌いだ！

減速して生きる——ダウンシフターズ

都市から農村への人口移動

半農半Xという生き方

非農家出身の新規就農者の急増——1985年66人、95年251人、2006年2,180人

新規就農者の93%が有機農業に関心をもち、27%が有機農業を実施

4. 日本人の意識の変化

定年帰農・老後のIターン

田舎ツーリズム

市民農園・家庭菜園の人気急上昇

一人当たりGDPは伸びても生活満足度は上がらない

ものの豊かさから心の豊かさへ

3.11の衝撃

5. 自治体主導の資源循環とアンテナショップ——福井県池田町

①アンテナショップを福井市内にオープン（1999年7月）

兼業農家の女性で101匠の会を結成

自家用野菜の作付けを増やして出荷、主婦の腕を活かした加工品も

運営は池田町農林公社、休日は年間数日、毎朝集荷

約2倍になった売り上げ（2000年度＝6,900万円、07年度＝1億3,900万円）

②ゆうき・げんき正直農業（2000年度から）

野菜を対象にした町独自の認証制度

黄色＝低農薬・無化学肥料栽培

各作物ごとに、農薬は1回まで、除草剤・化学肥料は不使用の場合に交付。

作物ごとだから1畝からでもでき、とっつきやすい。87人

赤色＝無農薬・無化学肥料栽培

各圃場（畑）ごとに、農薬・除草剤・化学肥料をまったく使わない場合に交付。毎

年の最初の申請時に生産者が宣言する。58人

金色＝完全有機栽培

3年間連続して赤色の交付を受けた圃場に対して4年目から交付。24人

③食Uターン事業（2003年度から）

めぐりパワーアップセンターを設立

畜産農家の牛糞、近隣地域の籾殻、町内家庭の生ごみで堆肥「土魂壤」を製造・販売

各家庭でステーションへ持参、NPOの環境Uフレンズが回収・輸送

一人あたりごみ排出量は県内最小、リサイクル率は県内トップ

④生命にやさしい米づくり運動（2006年度から）

農業組生産額の4分の3を占める米を対象にした町独自の認証制度

極＝無農薬・無化学肥料米 2.5ha、支援金10aあたり8,000円

匠＝減農薬・無化学肥料米（農薬は4成分まで）85ha、6,000円

真＝減農薬・減化学肥料米（農薬は4成分まで化学肥料は5割以上）30ha、3,000円

販売組織を設立。通常の2倍近い米価を実現

⑤あたりまえがふつうにあるあるまち

「池田町には一流の自然も高級な食材ありません。でも、日本人が見過ごし、失いかけた「ふつうの暮らし」「あたりまえの営み」が生き残っています。日本の社会が取り戻そうとしているモノは、私たちのまちの「ふつうであたりまえのモノ」ではないでしょうか」（町政要覧の町長のメッセージ）

6. 地産地消と有機農業のまちづくり——愛媛県今治市

①地場産型学校給食の推進

センター方式から自校方式へ
市内産が野菜 40%、米 100%、小麦 70%
ゼロから広げたパン用小麦栽培
1 万円の助成金と 1,700 円の買い支え
小規模農協と手を結び有機農産物を給食へ

②生産から消費まで多様な地産地消政策

地産地消推進協力店の認定
市民を農の担い手とするための講座
農薬と化学肥料使用禁止の市民農園→③
有機農産物生産への助成
大規模な直売所→⑤
今治市食と農のまちづくり条例の制定
地産地消推進室の存在

③国の施策を読み替える

産地づくり交付金で環境保全型直接支払を実施（有機米・減農薬米・小麦など）
遊休農地解消総合対策事業で有機農業を PR する市民農園を開設

④自治体独自の施策を打ち出す

生産者を対象にした意識調査で有機農業の拡充へ
市の予算はゼロのモデル事業（地場産原料の加工品開発、レシピ集発行など）
交付金を獲得するために農業法人を設立
登録認定機関の設立を支援

⑤コミュニティ・ビジネスとしての直売所

年間 21 億円の売り上げ——生産者の工夫、豊富な品揃え
地産地消へのこだわり——農家レストランや学童農園を併設
生産者を育てる場——需要に合った作付けと出荷、販売の工夫
幼稚園給食の請け負いや有機農業の拡充——農家の伝統的料理、ゆうき与え隊
農協と行政に及ぼす多様で多大な効果

⑥有機農業的な福祉や教育

笑顔がはじけるデイサービスセンター——農作業体験、幼稚園児との交流

7. 有機農業と地場産業の提携による地域循環型経済の誕生——埼玉県小川

町

①日本を代表する有機農家・金子美登さん（下里地区、霜里農場）の存在

1971年3月に有機農業を始め、現在の農業労働力は本人、妻、研修生4～5名

経営内容 水田 150a、畑 140a、米（食用米・酒米）120a、小麦 120a、大豆 100a、野菜（約60品目）100a、乳牛4頭、採卵鶏200羽、合鴨50羽、山林170a

提携先 消費者（米と野菜10戸、野菜と卵20戸）、酒屋、豆腐屋、リフォーム会社

②地場産業との提携

a 晴雲酒造（小川町）が無農薬米で「おがわの自然酒」を製造（1988年）

差別化のために地元の無農薬米を利用

一般酒米の3倍で買い取り、現在は7戸が40俵を納入

地域の普通の人を買う酒とこだわりの人を買う自然酒のバランスをとり家業を発展

b 小川精麦（小川町）が無農薬小麦で「石臼挽き地粉めん」を製品化（1988年）

現在は4戸が10俵を納入、通常小麦の2倍以上で買い取り

c ヤマキ醸造（神川町）が無農薬大豆と小麦でヤ醤油を製造（1994年）

d どうふ工房わたなべ（ときがわ町）が無農薬大豆で豆腐を製造

スーパーへの安価な卸売から素姓のわかる高価な豆腐を店頭で販売

輸入大豆の4～6倍で買い取り（現金払い） 有機大豆は農家の採算ラインの2倍

下里地区の大豆は全量買い取り

従業員35人、土・日の採算客700～800人、平均単価1,400円

e 有機レストラン（4軒）と地ビールのマイクロブルワリー

規格外有機農産物の有効活用

新たな地域コミュニティの誕生

f 伝統産業との連携

和紙の原料・楮をボランティアで生産

米作りから酒造りを楽しむ会

g 商工会青年部の活動

有機農業との連携、小川町らしい食（有機コロケ、酒粕漬け）

③企業版 CSA（Community Supported Agriculture）

リフォーム会社 OKUTA が無農薬米を一括買い取り（2009年）

下里地区の有機米は全量買い取り 09年1.8t、10年4.4t

前金で一括支払い——農家の手取り価格1俵2万4,000円

慣行栽培農家が有機農業に転換

農林水産祭むらづくり部門で天皇杯を受賞
介在役としての農商工連携コーディネーターの存在

8. 山村の新しい可能性——島根県旧弥栄村（浜田市）

①山村移住の先進地

1970年代初めに4名が入植 弥栄之郷共同体——味噌の製造・販売
90年代に有限会社やさか共同農場——就農希望者の育成
人口1,500人の村に約200人のUターン者・Iターン者——自治の担い手
山村に生きる者としての自己肯定——プラス価値としての開かれた自給

②兼業の積極的な位置付け

現実に即している小規模兼業
専業農家1戸×所得300万円・経営規模50a＝合計300万円・50a
兼業農家12戸×所得25万円・経営規模5a＝合計300万円・60a
ふだん着の有機農業——実践者自身は意識しないが、地域循環型の生産方式と顔の見える
相手との農産物のやりとり
自治体が兼業帰農研修コースの創設——半農半福祉、半農半蔵人……

③地方の都市部と小規模経済循環

団地自治会と連携し定期市（軽トラ市）——買い物難民の解消、近隣交際の活発化
経済外活動へ発展——団地内菜園への指導、季節ごとの弥栄訪問
市街地での移動販売へ発展

9. 地域の環境と資源を仕事にする——かみえちご山里ファン倶楽部（上越市西部）

①地域の自然、景観、文化、産業を「守る、深める、創造する」活動

事務局スタッフ10人は若者、9人が県外出身、元スタッフは市会議員に当選
地域住民が中心となって行う民俗行事・伝統行事活性化の支援（記録・保存）
受託事業——市民の森の運営・管理、地球環境学校の運営管理
体験事業——棚田学校、ことこと村づくり学校、食のまかない力体感ツアー

②NPOの若者たちが地域の元気の素となる

「出てくる村人は年寄りばかりだし、スタッフは若者だけど、この1世代ワープした祖父母と孫みたいな組み合わせがいいんですよ」

③村人とは誰か

「私たちは「ムラ人」という表現で、定住者は1種ムラ人、近隣から通う人は2種ムラ人、都市から通う人は3種ムラ人と独自に定義している。要するに条件はひとつだけ。自然を含めたここのコミュニティに帰属意識を持っているかどうかです」

10. 豊かな地域を創る8つの条件

①時代認識——地域力・田舎力の時代

魅力がある地域には人が訪れる

「ないものねだり」から「あるものさがし」へ
交流人口を増やす

②社会的企業・ワーカーズコープ（コレクティブ）を創る

出資者・経営者・労働者

まっとうなものを作り広めるという倫理観と、適切なビジネス感覚

「雇われる」「就職する」から「社会に必要な仕事を自ら創り出す」へ

③国内版フェアトレード（公正な交易）を進める

生産者が再生産（プラスα）できる価格の保障

日本版 CSA・CSF（Community Supported Agriculture／Fishery）を広げる
野菜・米・魚などの代金を消費者が1年前払い（労働による一部代替もあり）

④原点は地元が豊かになること

自らがより豊かに暮らし、地元消費の残りを都会へおすそ分けする
地域資源とおカネの循環力を高める

⑤よそ者（Iターン）と出戻り（Uターン）の力を活かす

多くは都会育ちのよそ者が地域の魅力を発見し、全国に伝える

第一次産業の復権や環境保全を重視するよそ者の価値観を6次産業化に活かす
よそ者を受け止める出戻りの包容力——都会と田舎をつなぐ

⑥おカネだけで動かない

短期的に見れば決しておカネにならないことも楽しみながらやる

知恵者は知恵を出し、退職者は時間を提供し、体力ある人は体を動かす
目先のおカネを惜しむと将来の富を失う

⑦自給的部門を大切にする

米と自給野菜の耕作をやめない（農村）

市民耕作を始める（都市）

そこそこの現金で暮らせる生活のベースを形づくる

⑧新しい豊かさのモデルを発信する

人と人の関係性の豊かさ

地縁・血縁から半地縁・非血縁・知縁・結縁へ

MEMO

第2部

事例発表とパネルディスカッション

農と食による地域づくりを考える

事例発表者

大倉 秀千代（備前福岡の市圏地産地消推進協議会）

佐々木 哲夫（越前市産業経済部）

パネラー

大江 正章、川島 ゆか（備前福岡の市圏地産地消推進協議会）

事例発表者

コーディネーター

岸田 芳朗(岡山商科大学)

岡山県瀬戸内市では、「地域農業の活性化こそ、地域づくりの重要な要素となる」との観点から、食を基軸とした農商工連携の推進に取り組んでいます。

事例発表では、地元瀬戸内市で鎌倉時代には定期的で開催されていた「備前福岡の市」の再現に中心的な役割を果たし、有機農業の実施者でもある大倉秀千代氏から、備前福岡の市圏地産地消推進協議会の活動を、福井県越前市の農政に携わっておられる佐々木哲夫氏からは、越前市の環境を保全し、食と農を大切にした取り組みを、紹介していただきます。

パネルディスカッションでは、農と食による地域づくり研究会の主宰でもある岸田芳朗氏にコーディネーターをしていただき、基調講演者、事例発表者および備前福岡の市圏地産地消推進協議会の川島ゆか氏をパネラーに食と農による地域づくりについて、会場の皆様を交えた意見交換を行います。

これから有機農業をはじめようと考えておられる方、地域農業の活性、まちづくりを考えておられる方の参考となることを期待しています。

備前福岡の市を通じた地域づくり

大倉 秀千代

備前福岡の市圏地産地消推進協議会

備前福岡のある瀬戸内市

- 2004年に牛窓町、邑久町、長船町が合併。人口 39,143 人、世帯数 14,880 (H24.9.1 現在)。総面積 125.53km²。
- 岡山市内まで車で 30 分、電車で 36 分。
- 備前福岡は、鎌倉時代は吉井川の水運に支えられて大いに栄えた。山陽道周辺に市場が発展、福岡市（ふくおかのいち）と呼ばれ、西国一の賑わいであった。
- 耕地面積 1,990ha
- 米 6,950t (1380ha)、ハクサイ 10,080t (125ha)、キャベツ 6,298t (93ha)、ブドウ 523t (43ha)。

1. 私の目指す地域づくり

- ▶ 子や孫の代までみんな元気に仲良く住み続けられる地域
 - 高齢化問題、空家問題、耕作放棄地、限界集落、地方経済の疲弊など、今日的多くの課題が解決に向かう可能性が開ける。
- ▶ 地域に働き口があることが前提となる。
- ▶ 最も多くの地域住民が関係している産業が農業である。
- ▶ 地域農業の活性化こそ、私が目指す地域づくりの重要な要素となる。

2. 食を基軸とした農商工連携の推進

- ▶ 農と食の結合：農家は食べるものを育てている。
 - 地産地消の推進
 - 6次産業化の推進
 - 有機農業の推進
 - 五穀合鴨農法研究会
 - 特産品開発
- ▶ 農業応援団の形成
 - 親子田んぼと食べるもん学校の活動
 - 食育連携メニュー
 - 消費者会員

3. 地域資源としての「備前福岡の市」

- ▶ 地域の誇り「福岡の市」

国宝「一遍聖絵」と中世の商都「備前福岡」

- 2006年3月より、現代版「備前福岡の市」として
毎月第4日曜日定期市化

「対面」「体験」「学び」が合言葉

- 地域の農業者・商業者・工業者とともに、出店者会を結成し、運営
- 直接の対面販売、生産者と消費者の顔の見える関係
- 農商工連携の先駆け、連携し日常的に特産品開発
→ 地域産業形成を目指す



一遍聖絵「福岡の市」



年2回の大市

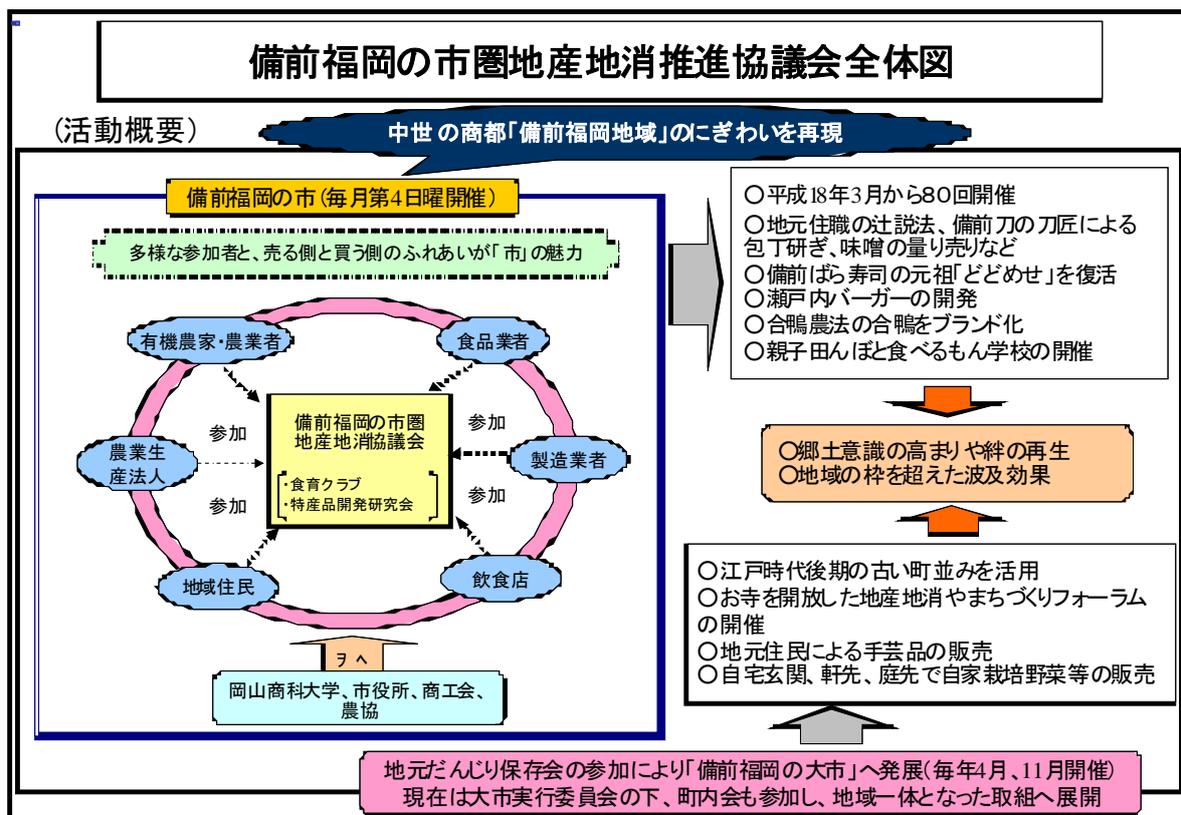


毎月第4日曜日の定期市

4. 推進母体としての備前福岡の市圏地産地消推進協議会

- 「備前福岡の市圏」の意義
「備前福岡」（約300世帯、人口約1,000人）をベースに出店者が暮らす「備前福岡の市圏」（実質瀬戸内市：約1,500世帯、人口40,000人）への波及を見据える。
- 農業の持つ多面的な価値を体現する各分野からの参加（会員数40名）

- 多面的な活動分野
- 支え支え合う農業を目指す



5. 備前福岡の市に有機農業の占める位置

- 内訳：出店者会 26 団体個人中

農業者	10 団体個人（うち有機農業 6 団体個人）
食品加工業者	10 団体（うち有機関連 2 団体）
工芸品・工業品	6 団体

- 有機農業者の属性・意識

- 野菜農家 5 店

農業生産法人 1 店：なぜ有機農業を選択するのか→自然で気持ちがいい、自然の摂理にかなっている。育てた作物を食べると、体が喜び心が幸せになる。対面販売は、自分の作物に自信がないとできない。

専業農家 1 店：なぜ有機農業を選択するのか→自分が食べる立場に立った時この方がいいから。ただし、完全無農薬では、いい商品ができない。消費者も選ばない。（低農薬栽培農家）

定年後農家 1 店、新規参入 1 店、五穀合鴨農法研究会 1 店

- 果樹農家（みかん） 1 店
- 食品加工業者（うどん、味噌） 2 店（法人 1 店、個人事業者 1 店）

▶ 消費者から見た有機農業

- 備前福岡の市では、生産者が分かるので安心して食べられるし調理方法とか教えてもらえる。
- 「有機」と書いてあると安心する一方「本当に有機なの？」と疑う気持ちもありますが、備前福岡の市だと、近くで、顔の見える人から、安心・安全なものを買えるので理想に近いと思います。高くても安心安全なものを買いたいと思う消費者の気持ちを裏切らない生産者がいること、逆に言えばきちんと作った物を少し高くても買う消費者が増えることが理想だと思います。

▶ 福岡の市における有機農業の大きさ

- 出店農家の半数、食品業者の 2 割が、有機農業に関係していることは、朝市としては大きな特徴をなしている。

▶ 福岡の市に出店する有機農家の意識

- 対面販売の意義をよく認識している。自分が食べるものと同じレベルのものを提供しているという自信、責任感。

▶ 福岡の市の消費者は有機農業をどう評価しているのか

- 一般的に優位性を認める有機農産物を実際に購入するという行動に結びつく身近な場所として備前福岡の市がある。また対面販売による信頼と安心感がある。

▶ 福岡の市において、有機農業はどう広がってきたのか

- 最初から有機農家とのつながりがあった。それが受け皿となり最初の 3 店から 8 店へと増加した。備前福岡の市圏地産地消推進協議会を通じて、地域の有機農家と繋がりがあり今後も増加が見込まれる。

6. 到達点と課題

(1) 地元活性化への波及効果

- 地元の臨時商店街として、特に高齢者・子どもが楽しみに
- 地元住民の触れ合いの場に
- 地区外の来場者に、備前福岡の歴史・町並み・文化を知ってもらえる、ファンの拡大
- 備前福岡郷土館、地元観光ボランティアガイドと連携

(2) 消費者への波及効果

- 地元の農産物加工品を、地元で買える場所として定着しつつある
- 固定客の増加、ふれあいの場に
- 「フードマイレージ調査隊 in 備前福岡の市」開催

(3) 地域農業への波及効果

- 身近な有機農業としての五穀合鴨農法研究会活動
- 農産物ブランド化の足掛かり
 - 五穀鴨、五穀合鴨米
- 消費者との連携
 - 合鴨進水式、稲刈り体験

（４） 地域産業形成への波及効果

- 農水省 6 次化事業認定 2 社
- 備前福岡の市特産品開発研究会の常設化による農商工連携の推進

（５） 今後の課題：イベントからマーケットへ

- いつでも買える常設市化の推進
- 備前福岡の市を地域の経済・文化の柱として、定住人口・交流人口を拡大し、住み続けられる地域社会に
- 備前福岡の市「圏」への展開

コウノトリをシンボルとし、生き物と共生する まちづくりと安心で安全な米づくりへの挑戦

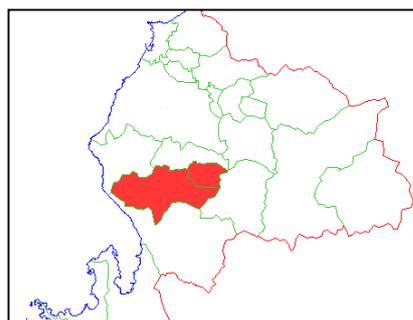
佐々木 哲夫

福井県越前市 産業環境部長

はじめに

越前市は、福井県のほぼ中央に位置し、平成 17 年 10 月に武生市と今立町が合併し、誕生しました。

古くからモノ作りが盛んな地域であり、1500 年の伝統を誇る越前和紙をはじめ、越前打刃物があります。近年は、半導体や電子精密機器等のハイテク産業の企業が立地し、幅広い産業が集積し、県内一の製造品出荷額を誇る産業都市です。



1. 越前市におけるコウノトリが舞う里づくりの推進

(1)ー① 「コウノトリが舞う里づくり」の構想・計画の策定背景について

本市には、豊かな里地里山の自然環境が残されており、平成 16 年には本市西部地域が環境省の「里地里山保全再生モデル事業」実施地域の一つに選定され、地域の住民の手によって、さまざまな保全活動が行われています。

特に、本市西部地域は、環境省が絶滅の恐れのある生物に指定されているアベサンショウウオの国内最大の生息地で、市民と行政の協働により、先駆的な里地里山の保全活動に取り組んでいます。



市西部地域に生息する絶滅危惧種
アベサンショウウオ

農業面においては、市では、品質向上と安心安全を求める消費者動向に応えるために、環境調和型農業を積極的に推進してきました。

これまでの経緯としては、平成 18 年に市の食育推進計画を策定し、食の大切さに着眼した取り組みを開始しました。また、食と農を繋ぎ直し、農業や農村のあり方を見直すために、「越前市食と農の創造ビジョン」づくりに取り組み、平成 21 年 3 月に 10 ケ年の基本構想を、平成 22 年 3 月に 5 ケ年の基本計画を策定し、その中で、「環境調和型農業の推進」を位置付け、本市独自の支援制度を実施しています。

このような背景から、里地里山生態系の頂点であり本市に縁のあるコウノトリをシンボルに、市西部地域における先駆的な里地里山の保全活動を市全域に波及させ、里地里山の保全再生活動

を通じた生物多様性の回復と環境調和型農業の推進を図り、人も生きものも元気な里を取り戻していくため構想を策定しました。

(1)ー② 越前市とコウノトリ

日本のコウノトリは、昭和 46 年に一旦絶滅しておりますが、本市は、コウノトリが日本で最後まで生息していた地域（豊岡市、小浜市、越前市）のひとつで、絶滅が危惧された昭和 30 年代以降も数回にわたり飛来した経緯があり、そのたびに市民による熱心な保護活動が展開されました。

また、平成 23 年 12 月からは白山地区において福井県と兵庫県によるコウノトリの飼育・繁殖に向けた共同研究が開始されました。



くちばしの折れた
「コウちゃん」
(昭和 45 年～46 年)



コウノトリ「えっちゃん」
(平成 22 年)



本市で飼育が開始された
「ふっくん」と「さっちゃん」
(平成 23 年)

2. 「コウノトリが舞う里づくり基本構想と実施計画」について

(1) 基本構想と実施計画の概要

I 里地里山の保全再生

- ・ コウノトリをシンボルとした里地の水辺環境やそれを涵養する里山の保全再生を通じて生物多様性を回復させる。

II 環境調和型農業の推進と農産物のブランド化

- ・ 環境調和型農業を推進し、生きものと共生する有機農業の促進に努める。
- ・ 農産物のブランド化を図る。

III 学びあいと交流

- ・ 里地里山の保全再生活動の地域活動リーダーを育成する。
- ・ ふるさとを愛し、「いのち」を大切に学ぶと体験活動を推進する。

実施計画では、構想期間（平成 23 年度～32 年度までの 10 年間）において、前半期 5 年間における各主体が担うべき役割を示し、年次計画と数値目標を示しました。

(2)ー① 里地里山の保全再生の取組み

越前市西部に位置する白山・坂口地区では、里地里山の希少野生生物を再生するため、地域住民による田んぼの生きもの調査や休耕田を利用したビオトープ造成、外来種の駆除、希少野生動植物の保全活動やシンポジウムの開催など、様々な取り組みが展開されています。

- 1) 休耕田を利用したドジョウの増殖
- 2) 外来種駆除
- 3) 魚道の整備
- 4) 市民による森づくりと希少野生生物の保全活動



河川に設置された魚道 堰に設置された段差の軽減措置 排水路に設置された水田魚道

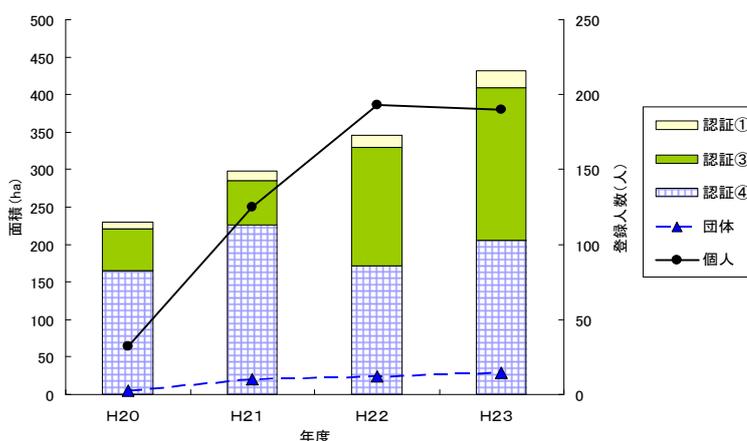
(2)ー② 環境調和型農業の推進と農産物のブランド化の取組み

本市ではJAと連携し、平成18年度より環境調和型農業の推進に取り組み、補助制度などを設け積極的に支援しています。平成21年には「越前市食と農の創造ビジョン構想」の策定と、「越前市食と農の創造条例」を制定し、環境調和型農業を推進してきました。その結果、本市の県認証特別栽培米の作付面積は、平成24年度で513ha（見込）と県全体の約40%を占め、第1位となっています。

平成23年度の作付けの傾向として、認証③の面積が158haと前年の59haと比較し2.7倍の増加となり、農薬や化学肥料の使用を抑えた環境にやさしい米づくりが着実に拡大しています。

農産物のブランド化に関しては、農業協同組合を中心に特産化が進められており、米では、「しきぶ米」や、園芸作物では、「白山スイカ」が、特産化されています。

さらに、米では、県の認証特別栽培米に加え、食味や整粒歩合などの品質を4つのランクに区分し、「特選しきぶ米」として差別化し販売しています。



本市における福井県認証特別栽培米 作付面積作者数の推移

さらに、JA 越前たけふでは農家の所得向上を目標とし、インセンティブ買入制度を導入することで、品質の良いお米を従来より高価格で農家から買い入れると共に直販体制に取り組んでいます。



米の食味値や整粒歩合の表示

1) 有機農業の推進

有機農業の推進を図るためには、栽培技術や施肥技術の研究が求められています。

現在、平成 5 年に結成された今立有機農業研究会に加え、呼び戻す農法部会、2 市 3 町の有機農業者で結成された越の国有機農業生産者の会が、有機農業の推進に尽力しています。

有機農業の技術的な課題は、①雑草対策 ②土づくり（土壌診断に基づいた施肥設計） ③自然環境に対応した栽培技術などがあげられます。

課題解決に向け、県が作成する有機農業栽培マニュアルと各生産者組織における実践者の豊富な経験を土台に、国内の有機農業指導者の助言を受け、県の農業試験場、丹南農林総合事務所と共に技術確立にあたっています。

2) コウノトリ呼び戻す農法部会

市西部地域では、コウノトリが再び市の空を舞うことを目標に、農薬と化学肥料を使用しない米づくりに取り組むコウノトリ呼び戻す農法では、冬みずたんぼに加え、中干し延期に取り組むなど、自然生態系に配慮した稲の栽培を行っています。



コウノトリ呼び戻す農法のほ場

3) 冬期湛水田

刈り取りの終わった水田に水を張る取り組みです。里地里山の生物多様性回復や営農面での可能性など、多面的機能を有しており、最近では全国に広がりを見せています。

平成 23 年度からは、特別栽培に取り組む、冬期湛水を行う場合、国の環境保全型農業直接支援対策に対して市の上乗せ補助金制度を開始しています。



冬期湛水を行うほ場

(2)ー③ 学びあいと交流の取組み

本市には、自然環境や希少野生生物の保護活動が地域主体で盛んに行われているだけでなく、地域の風土に合った里地里山特有の伝統文化も各地で保存、継承されています。

公民館などにおいて、様々な環境学習や体験学習が行われると共に、エコビレッジ交流センター、八ツ杉千年の森・森林学習センターで、多くの市民に自然体験や環境学習の場を提供しています。

さらには、小学校 5 年生を中心に地域の自然環境を知るための生きもの調査や農業体験学習などが行われています。中学校では地域の生きもの調査、外来種の分布調査、農業体験など、特色あるプログラムが各校で行われています。

さらに、子どもたちに、生き物がはぐくむ環境づくりや食育の一環から、平成 24 年度より、学校給食に、特別栽培米の導入を図っています。

コウノトリに関する地域づくりの先進地である兵庫県豊岡市との交流が、市民活動団体と行政との協働によって始まっており、視察研修やコウノトリが舞う里づくり大作戦などのイベントを通じた交流が行われています。

また、市内の NPO 法人が中心となりグリーンツーリズムも推進されており、ふるさとワークステイや、農家民泊が実施されています。平成 22 年度には、1,416 名の市内外の方々が訪れ、農山村と都市部の人々との交流が行われおり、本年 11 月には本市をメイン会場に全国グリーンツーリズム大会が開催されます。

本市の取組みに対する県内各地からの視察も西部地域を中心に相次いでおり、農業者や市民活動団体などが訪れています。

3. おわりに

里地里山については、平成 16 年に環境省の「里地里山保全再生モデル事業」実施地域の一つに選定されて以来、この地に生息する希少野生生物であるアベサンショウウオの保全活動を元に、地域の人々と市との協働の取組みにより、里地里山保全再生活動が展開されてきました。

そして、平成 22 年 4 月、2 羽のコウノトリが越前市に飛来し、そのうちの 1 羽が 3 ヶ月間にわたり滞在したことから、コウノトリをシンボルとした生き物と共生する越前市の取組みが本格的に始まりました。

市民活動によるビオトープづくりやドジョウの増殖事業など、コウノトリの餌場環境整備も面積を拡大しており、生きものとの共生を目指した活動に対する市民参加も拡がりつつあります。

農業においては、農協とともに環境に優しい農業生産の取組みに加え、食味や整粒歩合など、品質にこだわった米作りに取り組んだ結果、越前市産米の需要も伸びており、ブランド化戦略が市場において徐々に評価されていることが実感できるようになりました。



コウノトリ呼び戻す農法の体験

小学校での生き物調査

学びあいと交流については、コウノトリが舞う里づくり大作戦等のイベントやグリーンツーリズムには多くの参加者があり、生きものや自然環境について考え、体験したいという市民の意識の高さがうかがえます。

市内の小中学校では、総合的な学習の時間を利用した「コウノトリ呼び戻す農法」での米作り体験と生きもの調査をセットにした環境学習を行う学校もあり、田んぼが米作りの場だけでなく、多様ないのちを育む場であることを次世代に伝える取り組みもスタートしています。

このように、里地里山を保全することは、農村風景を守る事に繋がり、その結果、農業経営が維持され、生き物だけでなく、人々の食生活を豊かなものになるものと考え始める人が増え始め、様々な活動に参加する市民の広がりを感じています。

コウノトリが舞う 生きものと共生 する 越前市を目指して

1

コウノトリが舞う里づくりの きっかけ

◆平成16年 越前市西部地域が、
環境省から全国4箇所の

「里地里山保全再生 モデル事業」

実施地域に選定

※絶滅危惧種「アベサンショウウオ」
の国内最大の生息地の保全活動

◆平成20年10月

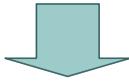
「里地里山保全再生全国フォーラム」



アベサンショウウオ

2

市民のいのちを守る農業 を何とかしなければ！



- H17 食育の推進
- H18 環境調和型農業
- H21 食と農の創造ビジョンの
策定（基本構想・計画）と
条例制定

3

市民の里地里山保全活動（H18～） 水辺と生き物を守る農家と市民の会



水辺と生き物を守る農家と市民の会



水辺と生き物を守る農家と市民の会



平成22年4月1日

念願のコウノトリが 40年ぶりに越前市に



5

生き物に優しい 環境調和型農業の推進

H18 市独自で支援開始。

H23より 国・県に市の補助を上乗せ

○無農薬＋冬みず田んぼ 13,000円／10a

○減農薬＋冬みず田んぼ 10,000円／10a

☆市2,600万円 国・県等総額6,000万円

☆特別栽培米 431ha（県の約40%）

☆冬みず田んぼ 266ha（県の約40%）

6

JAのブランド化と直販戦略

市の環境調和型農業やコウノトリをシンボルとしたブランド化戦略と連携

- ・ **食味値・整粒歩合・**
味度値で差別化
- ・ **特別栽培米の高品質米の**
高値買取（インセンティブ制度）

7

食味値と整粒歩合を表示

番号 46

食味値

87

検査証明書

平成 22 年産	水稻うるち玄米
銘柄 福井県産	コシヒカリ
正味重量規格 3.0kg	
皆掛重量 30.5kg	

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
越前たけふ農業協同組合

味度値

75

検査請求者記載欄

検査請求者	越前太郎
住所	福井県越前市 平出 町
代理人	越前たけふ農業協同組合
住所	福井県越前市本多二丁目10-22
生産地	福井県越前市 平出 町
品種名	（ コシヒカリ ）



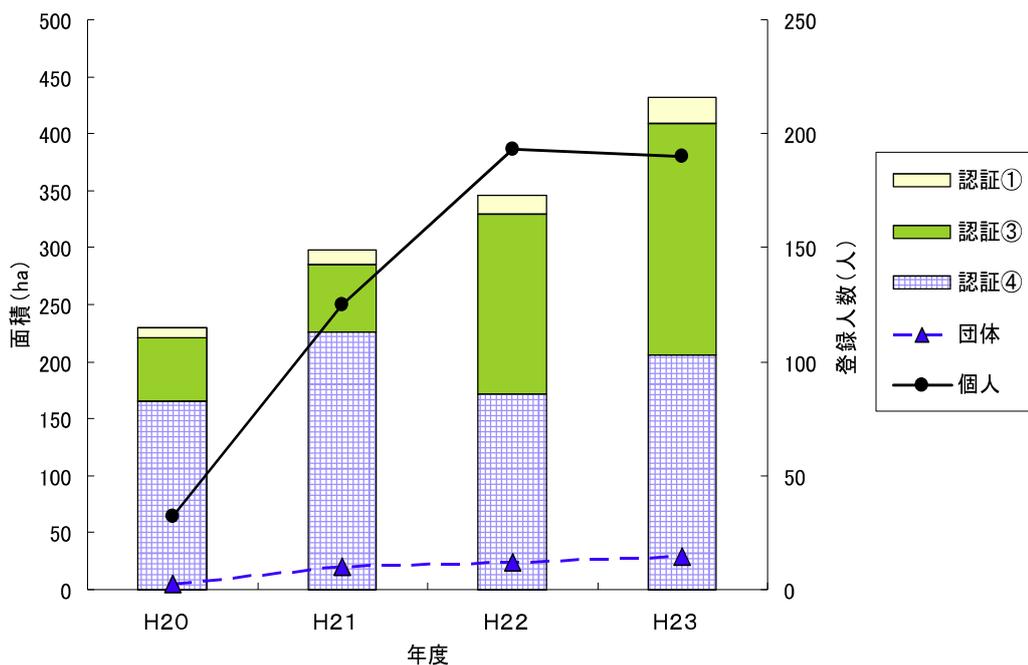
8

国の環境直接支援を活用 冬みず田んぼが続々と出現



9

特別栽培米の生産が激増



10

●●● JAの高値買入れ制度

特別栽培米認証 玄米1等（平成23年度）

- ① 無農薬 **23,000円**／俵
- ③④ 減農薬（整粒歩合75%以上）
 - 1. 食味値80以上85未満 **14,000円**／俵
 - 2. 食味値85以上90未満 **16,000円**／俵
 - 3. 食味値90以上 **18,000円**／俵

11

●●● 魚道や堰上げ水路で 生き物に配慮した環境を作る！



12

人と生き物に優しい無農薬栽培を推進する コウノトリ呼び戻す農法部会

本年度は12haを耕作

平成21年春に結成

当面の目標は、4羽(2ペア)のコウノトリを養える
20haの無農薬・無化学肥料栽培を目指す。



福井新聞社のコウノトリ支局

コウノトリファン クラブ有機米づくり





● ● **H22 コウノトリが舞う里構想**

○ **里地里山の保全再生**

○ **環境調和型農業の推進と
ブランド化**

有機農業の推進を明記

○ **交流と学びあい**

● ● ● | **放鳥
拠点と
餌場池**



魚類増殖の核となる餌場池
(成魚の育成)

- ・フナとドジョウの放流
- ・魚類の生息確保、採卵

餌場池は、放鳥拠点の
左右1箇所ずつ、合計
6反

● ● ● | **越前市で飼育中の
仲良い2羽のコウノトリ**



コウノトリが舞い、
人と生きものが
共生する
豊かな
越前市！



岡山県にみられる有機農業を核にした 農と食によるまちづくり

－瀬戸内市・新庄村・津山市を事例にして－

岸田 芳朗

岡山商科大学

温かい有機農業に対する瀬戸内市の視線

今から 22 年前にあたる 1990 年 10 月、岡山県の主催で「全国有機無農薬農業シンポジウム」が開催された。当時、県が全国に呼びかけて有機農業に関するシンポジウムを開催するという事は極めて異例であったにもかかわらず、ホテルの会場となった大広間は満席となりました。にもかかわらず、岡山県内の行政や JA における農業関係者の有機農業に関する視線は冷たく、長野元知事の願いは現場に伝わりませんでした。

しかし、瀬戸内市では有機農法や自然農法に取り組む農家が少しずつ増え始めていました。さらに、県外からの就農者が僅ながらも受入れられる状況になっていました。1996 年に有機稲作に関する研究会が岡山県で発足し、1998 年に岡山市内でその組織の関連する全国規模の大会が開催され、参加者はおよそ 600 名でした。

一方、瀬戸内市では若い世代で有機農業へ新規参入・後継者となる事例が増え始めていました。2008 年に県外出身者である農家夫婦の呼びかけで第 1 回の「本気で農業を語るシンポジウム」が開催され参加者は 38 名でした。2012 年に第 5 回目を迎えたシンポジウムへ多くの参加者があり、その数は 137 名となりました。

2009 年に日本有機農業学会の公開フォーラムが瀬戸内市で開催され、参加者は 140 名で武久市長も参加されました。このフォーラムのテーマは「地域主導による有機農業の展開と暮らしの再生」で活発な議論がなされました。

瀬戸内市版：命を守るつながりを育む備前福岡の市

私たちが地域で安心して暮らすために、人と人とのつながり、人と自然とのつながり、健康な食を通じた体と心のつながりは、なくてはならないものです。

2011 年 3 月に発生した未曾有の東日本大震災は、これら命を守るつながりの重要性を私たちに再認識させました。さらに、被災された皆さんは、全国から届く食べ物に人を良くする「食」のありがたさをしみじみと感じたと思います。

7 年前、地域住民と農工商関係者が 700 年ぶりに蘇らせた「備前福岡の市」は、今年 10 月で開催 80 回目を迎えます。月に 1 回 3 時間の市は、交通の便がいい場所にあるわけでもなく、出店数も多くありません。しかし、福岡の市に足を運ぶ人々が増え、その輪は広がりを見せています。人と

人とのつながりを大切にする市の雰囲気が、多くの
人々の共感を呼び、おじいちゃんやおばあちゃん、
その孫たちなどの家族連れや多くの老若男女が参加
したいと思える市となっているからです。

この和みに包まれた市には、瀬戸内市の自然との
つながりを大切にする農家に育てられ、職人に料理
された食べ物がたくさんあります。この福岡の市が
人を良くする食べ物にあふれ、食べる人々の心を元気
にしていることを、来訪者は実感し体感しているの
です。



図1 多くの人でにぎわう福岡の市

ところで、総務省によれば、1996年以降、主食である米と菓子の支出金額の差は大きくなり主食の座は逆転しました。2009年の日本における1世帯当たりの消費支出金額は、米が2.5万円と菓子が6.8万円であり、その差額は4万円以上にもなっているのです。その影響で、日本型食生活が乱れ、地域農業も安楽死寸前なのです。

この現状にある日本の中で、命のつながりを育んでいる備前福岡の市は、私たちが食の主体性を取り戻すための鍵を握る大切な場となって行くのです。

新庄村版：有機農業で広くアジアの地域づくりに貢献

有機農業でアジアと連携を図ろうとする新庄村は、2011年3月に「アジア有機農業プラットフォーム」推進条例を施行しました。その後新庄村は、岡山市内にある特定非営利活動法人AMD（AMDA）と岡山商科大学と連携しながら、この事業を推進する体制を整えました。人口1,000人足らずの小さな村は、岡山県でも最大規模のブナ林を有するなど豊かな自然に恵まれ、有機農業を実践するにふさわしい環境にあります。

その様な環境にある村内の家庭菜園で、土づくりを基本とした農薬・化学肥料に頼らない野菜作りが当たり前のように行われています。最近、岡山市内で有機農産物を求める消費者の声に応え、関連業者の要請により家庭菜園で育てた野菜を出荷する村民も増え始めています。

岡山県新庄村は餅米品種「ヒメノモチ」の生産と加工販売で有名な村です。最近、業者や消費者の求めに応じて、従来の堆肥による土づくりした田んぼでの慣行栽培から、有機栽培によるヒメノモチ生産が少しずつ広がり始めています。この動きがヒメノモチに関する生産組合に定着すれば、現状の栽培面積で収入の拡大も見込まれます。

条例の対象地域であるアジア地域には、収入の少ない小規模農家がたくさんいます。今後、アジアの国々と新庄村との交流によって、村で培ってきた有機農業の栽培や加工技術が相手国の農家に広まれば、収入が増え人々の暮らしも豊かになることでしょう。

一方、その交流によって新庄村が有機農業の村に生まれ変わり、多くの雇用が創出されることを願っています。明治・昭和・平成時代の都合で吸収されずに村人の暮らしを支え、豊かな自

然を守ってきた人口1,000人足らずの新庄村の村人には、地域を豊かにする知恵がいっぱい備わっています。

この4・5年以内に世界的な食料危機と価格の高騰が予想されています。実際に、2008年頃から高騰して高止まりを続けている世界市場における穀物価格は、2012年にアメリカで起こった50年ぶりの干ばつによる不作で、前年比で30%近くも高騰しています。

有機農業による新庄村の村づくりが、小規模農家の生き残るモデルになり全国に広がることを願っています。



図2 雨の中で田植えをする留学生

津山市阿波地区版：地域の農と食を再生させる若者の提言

2011年に津山市阿波地区は、地域住民を主体にした阿波まちづくり協議会を発足させました。「住み続けられるあば」・「帰って来られるあば」・「住みたくなるあば」を目指したエコビレッジ阿波構想の取り組みが始まっています。

取り組みの特徴は、大学生という若者の発想を取り入れているところです。2012年2月から3月に、住民2名の支援を受けながら、110名からアンケートに対する回答を学生は得ることができました。

そして、地元の厚意により開催された報告会で、学生はアンケート調査によって得られた具体的な提案をし、それを実証する機会を提供してもらっています。8月に星空納涼まつりに学生が参加し「あばファンクラブ」の会員を募集しました。

現在も、フェイスブックで全国へ情報発信を実施しながら、ファンクラブの会員を増やしています。

学生による提案が、阿波地区への交流人口を増やし農産物の販売拡大につながることを期待しています。同様に、調査によって明らかになった阿波地区の伝統食が人々に受け入れられ、農業の振興と仕事の創出が図られることを願っています。



図3 聞き取り調査をする学生

農学研究者としての最後の挑戦

昨年（2011年）3月15日に私立大学から、地域づくりに関する教育と研究を担当する条件でお誘いを受けました。家族にも知人にも相談せずに、即断即決しました。その理由は、農学研究者として、今までの研究成果をもとにした地域づくりを支援する夢を絶ちきれなかったからです。

新しい職場は学生の「見える化」を教育目標の一つに掲げ、フィールドワークを重視しています。地方大学として地域社会との連携にも取り組み、行政や高校と包括協定を結びながら、教育と研究を充実させています。

私はこれまで学生と一緒に 20 年近く、アヒル農法という有機農業の研究に取り組んできました。そして、ヒナの 0 日齢放飼技術、収穫 1 ヶ月前まで湛水条件で水稻栽培をしながら、放飼したヒナを水田内で仕上げ翌日に処理する生産システム等々、多くの研究成果を生産現場に届けました。その活動は日本だけでなく、中国、韓国、フィリピン、ベトナムなどアジアの国々でも技術支援を行ってきました。

新しい職場では、岡山県内の 3 地域で有機農業や自然農業を核にした、農と食によるまちづくりの研究に取り組んでいます。来年に還暦を迎える私は、常識の枠にとらわれない学生の発想と行動に刺激されながら、夢の実現に向けて最後の挑戦を始めました。

MEMO

参考資料

「農と食による地域づくり」参考資料（岸田芳朗）

皆さんが農業を支援しながら、「今、新たに命と向き合う」ために実践してほしいこと！（岸田芳朗）

岡山県有機無農薬農業推進要綱

越前市食と農の創造ビジョン

越前市食と農の創造条例

備前福岡の市圏地産地消推進協議会

岡山県内の実施事例

飯山農園の取り組み(飯山 太一)

農業生産法人（株）ワッカファームの取り組み(佐々木 竜也)

新規就農3年目の意気込み(大河原 弘美)

アイガモ農法から桃の有機栽培へ(井頭 俊彦)

ブドウ栽培の常識への挑戦(上松 美智夫)

有機農業に関する相談の問い合わせ先

有機農業の研修受入先をご紹介ください

有機農業公開セミナー開催一覧

「農と食による地域づくり」参考資料

岸田 芳朗

岡山商科大学

1. 農とは食とは

「農」とは、土を耕し、命を育む

「農」とは、心を耕し、文化を創る

「食」とは、人を良くすると書く

「食」とは、人と人を和ませ、生きる力を育む

2. 戦後日本が選択した農業・食料政策とは

①戦後の食糧危機を救った農家の努力；マーチ型農業による米・農産物の増産

②目まぐるしく変わった農業・食料政策「ネコの目行政」

1948年 食品添加物の規格基準の制定と公布 その後17年間で364種類認可

1950年代 食の憲法として食糧管理制度の導入

1950年 「たんぱく質をとりましょう運動」「ビタミンをとりましょう運動」開始

1954年 アメリカの小麦戦略 農林省と厚生省と文部省の謀略（当時）

1956年 キッチンカーによる栄養改善のための料理講習会：アメリカの戦略

洋食と中華料理（ふんだんに油・乳製品・小麦粉を使う料理）

1958年 「六つの基礎食品」普及運動を開始

主食の座から米を格下げ（ごはんを残してもおかず食べなさい食生活）

慶応大学医学部・林籾教授「米を食べるとバカになる。頭を良くするにはパンが最良」説 50万部販売

1960年 121品目の農林水産物を輸入自由化 供給熱量ベースの食料自給率 79%

大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄の時代へ突入

1961年 1日1回フライパン運動の実施

農業基本法の導入 急増する畜肉消費量・低下する食料自給率

1963年 「たんぱく質が足りないよ」CMが大流行

ビタミン剤ブーム

1963年 砂糖・バナナ自由化 世界最大の農薬使用国となった日本

1967年 5～9歳児の死亡原因 第1位 不慮の事故 第2位 悪性新生物（癌）

1969年 自主流通米制度の新設

1970年 作付制限政策（予約限度制）の導入 急増する畜産業における抗生物質の使用量
供給熱量ベースの食料自給率 60%

1980年	食管法の改正 市場原理の導入 農林業の公益的機能を評価 20年以上も下がり続ける生産者米価の謎
1988年	牛肉・オレンジの自由化
1989年	アメリカン・トレイン全国を走る
1990年	2人以上の非農林漁家世帯の菓子の消費支出額 米を抜く
1993年	戦後最大の凶作 ウルグアイラウンド合意 米の部分自由化
2000年	食糧・農業・農村基本法を決定 供給熱量ベースの食料自給率 40% 耕作放棄地の増加。農業従事者 209万人
2004年	改正食糧法を決定 戦後最大の輸入野菜量 310万トン
2005年	多発する食料品の偽装表示・止むことのない食品への異物混入 岡山県の耕作放棄地 10,517ha
2006年	有機農業推進法の成立
2008年	「中国製冷凍餃子中毒事件」・「メラミン混入」 再度の穀物価格の高騰 世界へ拡大する農地の売買
2008年	中国産の加工農産物輸入の急増（大豆とトウモロコシに異変）
2009年	総世帯当たり 消費支出金額 菓子：およそ 6.8万円 米：およそ 2.5万円
2010年	農業従事者 117万人（65歳以上 75歳未満 49%）
2011年	高止まりを続ける穀物価格の国際市場 1ドル 70円台でも円高差益還元セールが出来ない現実 日本の耕作放棄地 およそ 40万 ha
2012年	アメリカ 50年ぶりの干ばつ 前年比 30%の世界市場での穀物価格の高騰

3. 戦後日本が選択した農業・食料政策の結末

1960年	穀物自給率 82%、カロリーベースの食料自給率 79%
1970年	46% 60%
2000年	28% 40%
2008年	28% 41%
2011年	26% 39%
	世界で 124位 先進国で最低
2012年	見えない世界の食料争奪戦 なぜ民主党は TPP を受け入れようとするのか 石油の代わりにトウモロコシを大消費するアメリカ アメリカで発生した 50年ぶりの干ばつ 高騰を続ける穀物価格 日本で始まった食品の値上げ

参考事象

2006年 度農業白書；農業従事者の高齢化 '05年 65歳以上が 57% '80年の3倍

'04年の農作業中の事故による死亡数 413件 65歳以上 70%

若者が農業に新規参入出来ない異常とは

河川に抗生物質、医薬品；人・動物用が下水を通じて汚染

年齢別死亡原因にみる低年齢化した悪性腫瘍

生活習慣病予備軍の低年齢化：4歳から5歳

中高年の2人に1名が糖尿病かその予備軍

偽装表示問題の噴出

'06年 12月有機農業推進法成立の背景

農と食問題に関心を持たなくした社会の実態

高騰を続ける農業資材に悲鳴をあげ、離農する農民の実態

大規模化を図っても生き残れない仕組みの日本農業の実態

国も県も市町村も、頼りにならない農業・食料政策の実態

4. インドと中国の人口大国の経済成長の驚異

繰り広げられる食料とエネルギーの争奪戦と世界市場における日本の買い負け

活発な経済活動と資源の奪い合い、そして、急激な地球温暖化の加速

始まった窒素肥料源の輸出規制

中国の富裕層 1億人とインド中間層 3億人の驚異

中国の汚染食品の実態は汚染された農地・大気が問題

深刻な飲水問題

1人っ子政策が農業現場へ与えた影響

誰が 13億人の中国人と 11億人のインド人の食料をまかなうのか

大豆とトウモロコシの輸入大国へ

昆虫を鶏の餌と人間の食料へ

14,000の食材を活用する中国料理

高止まりする輸入農産物と食料品

人口大国は世界最大の米生産国

米輸出国が輸入国へ（2009年見通しで 1,500万トンの減収・干ばつと洪水）

5. IPPC とゴア元アメリカ副大統領がノーベル平和賞を受賞した背景

明らかにされた地球温暖化の実態；世界の平和と食料問題に大きな影響を与えている事実

地球は一つである事実

予想以上に進む地球温暖化

飢えで 5秒に 1人、5歳未満の子どもが命を失っている開発途上国の事実

先進国において環境と食料問題は大きな政策の一つ、日本は

6. 輸入国の食の安全と安心は保障しない食料輸出国の理由

食は商品であり、輸送中のロスを防ぐのは常識
生産者は長年の取引より、目先の利益を優先
開発途上国で自国の食料自給問題は、選挙の大切な集票道具
穀物輸出の規制と輸出税の導入
輸出相手国民より自国民優先は常識

7. 自育自食、地育地食、旬育旬食を推進

誰も責任を負わない、負わせない日本の食料と農業問題
地域農業の衰退は環境問題を悪化
ならば、あなたならどうする！
地域農業の応援団員になりましょう！
農産物の契約制度の導入を！

8. 地域農業を輝かせるあなたの智慧と行動力

捨てたもんじゃない、素敵なお農家がたくさんいる岡山農業！
日本国内にいる地域農業で輝いているたくさんの農家
リンゴの奇跡ならぬ、ブドウの奇跡
あなたと共生を望む農家・企業
眠っている農産物の加工技術を農家や市民へ継承しませんか
契約制度を導入し安定した経営を続ける農家と食料を保障された生活者
水も空気も、美しい景観も無料ではない
美しい国づくりは、地域農業を再生させることなり

作家・故住井すゑさんの言葉

「人間の尊厳を守るのはその土地の農業の豊かさである。農業は文化の原点であり、農業は命を守る文化であり、芸術は命を幸せにする文化財である」

皆さんが農業を支援しながら、 「今、新たに命と向き合う」ために 実践してほしいこと！

岸田 芳朗

岡山商科大学

1. 取りませんか、お母さんとお父さんの食に関する免許証を

旬育旬食・自育自食・地食地食の進め

春は芽：生命の凝縮・身体の潤滑油

夏は瓜：果菜類 暑い夏の身体の掃除と冷却

秋は実：木や草の種と実 寒い冬に耐える準備

冬は根：土の中で育った野菜 身体を温め繊維を補給し、腸を掃除

2. 食育に食術を

作物と家畜という命を大切に丸ごといただく； 食材の魅力や栄養素をあますところなく
活かす古くからの知恵と工夫

農産物の上手な保存・活用法

大人は先入観で味わう、子どもは舌で味わう

3. 食歴を豊富に

季節ごとに旬の食材を、工夫しながら食べ続けること

食卓の魅力を失わせた食歴の薄さ

四季、地域によって産み出される多様な農産物の特徴を知れば、おいしい食べ方と調理術も身につく

4. 日本の食文化を代表していた発酵食品など日本型食生活の見直しと食卓

への取り戻しを

なぜマヨネーズなの

玄米の繊維質は白米の6倍

干し柿の魅力

豊富な野菜：抗酸化力が強く、繊維も豊か

魚 食：血液をさらさらにする油が豊富

必須脂肪酸は人間の体内で作ることができないもので、食べ物から摂取

食の洋風化で魚（青魚）を食べなくなった

（EPA：エイコサペンタエン酸、DHA：ドコサヘキサエン酸）（生活習慣病を予防・鬱が少ない）

5. 「本当の豊かさとは」何かをもう一度考え、取り戻しませんか

モノとカネの豊かさがすべてなのか

企業のペースに振り回されている私たち

家族や愛する者との健康で楽しい暮らし、心を豊かにする趣味、生きがいのある仕事、人生の充実感、無目的な友情、自然とのともにあるやすらぎ

喜劇王チャップリンの言葉で生きていくために必要なのは「夢と勇気と少しのお金」

※有機・環境保全型農業研究会（平成 24 年 3 月 21 日、岡山商科大学）資料より転載。

岡山県有機無農薬農業推進要綱

平成13年3月28日 生第1287号農林水産部長通知
一部改正 平成19年7月2日 生第300号農林水産部長通知

第1 趣 旨

食料の消費動向を踏まえて、化学肥料・化学合成農薬に依存しないで、有機物を中心とする土づくりを基本に、自然の生態系を重視した有機無農薬農業を育てる必要がある。

このため、有機無農薬農業推進の核となる生産集団をモデル的に育成し、その成果をもとに生産の外延拡大を図る。

さらに、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律第175号、平成11年7月22日一部改正。以下「JAS法」という。）に基づき検査認証された有機農産物で、第4に定める「おかやま有機無農薬農産物」を消費者に提供し、併せて独自のブランドづくりを推進する。

第2 目標と対策

1 推進目標

有機無農薬農業の推進に当たっては、地域の実情に応じて農業者の自主性と創意工夫に根ざした取り組みをもとに作物を健全に育て、「健康志向」、「旬の味」等に対応した地域の特色ある有機無農薬農業の産地づくりを推進する。

2 対策の内容

前記1の推進目標を効率的に実施するため、次の対策をすすめる。

(1) 生産振興

ア 「おかやま有機無農薬農産物」の産地を育成するため、その核になる生産集団を育成する。

また、この生産集団をモデルに地域農業者の意識を啓発して生産の外延拡大を図るとともに、活力ある産地を育成する。

イ JAS法に基づく有機農産物の検査認証・表示制度や第4の「おかやま有機無農薬農産物」の生産及び表示に対応した生産行程の管理、適正な格付・表示ができる厳格な生産管理体制を整備する。

(2) 販売促進

ア 「おかやま有機無農薬農産物」は、農協等による集出荷の共同、共販体制を整備することを原則とし、第4の生産及び表示に即した独自ブランドづくりを推進する。

イ 「おかやま有機無農薬農産物」の流通については、県内外における市場、小売店、専門店、スーパーなどの消費市場の掘り起こしとその定着化を進める。

第3 推進地区の要件

この推進要綱に基づく有機無農薬農業に取り組む地区の要件は、次のとおりとする。

- 1 有機無農薬農業に対して理解があり、市町村、農協が協力的であること。
- 2 有機無農薬農業に係る組織・活動体制が整備されているか、又は、整備されることが確実であること。
- 3 原則としてまとまりのある生産団地の形成が見込まれること。

第4 「おかやま有機無農薬農産物」の生産及び表示

この推進要綱に基づく「おかやま有機無農薬農産物」の生産及び表示に関する「生産方針」は、別に定める。

なお、「おかやま有機無農薬農産物」であることを明らかにする認定はJAS法に基づいて行うものとする。

第5 取扱店の指定

- 1 県は、「おかやま有機無農薬農産物」であることを明示して、これを消費者に提供するために、別に定める要件を備えた小売店等を取扱店として指定することができるものとする。
- 2 指定を受けた取扱店は、看板を掲げるなどにより「おかやま有機無農薬農産物」と明示して消費者に提供するものとする。

第6 他の計画との関連

県及び市町村は、この推進要綱が他の農業振興施策と調和するように十分調整し、必要な措置を行う。

第7 推進指導

- 1 県、関係市町村、農業団体等が一体となり、この推進要綱に基づく有機無農薬農業を推進するものとする。
- 2 県は、生産や販売・消費の動向、生産技術の動向を把握するため、必要な調査を行うものとする。

第8 国の施策との関連

県は、この推進要綱と「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号。）に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針」（平成19年4月27日、19生産第823号 農林水産省生産局長通知）等との整合性を保ち、必要な措置を行う。

附 則 この推進要綱は、平成13年4月1日から施行する。
 この推進要綱は、平成19年7月2日から施行する。

「越前市食と農の創造ビジョン」 基本構想編

越 前 市

平成21年3月19日策定

はじめに

人が自然に働きかけ、自然からの恵みを受けて成り立つ農業は、食料生産をはじめとする多面的な機能の発揮を通して、私たちの食や暮らしと結びついたかけがえのない産業です。

本市においては、長年にわたる農業の営みを通して、人、自然、環境、社会、文化など、豊かな財産が育まれてきました。

ところが、近年私たちは、ものの豊かさや暮らしの利便性を追い求めすぎた結果、食に関わるさまざまな問題に直面しています。と同時に、これらを支えてきた農業も非常に厳しい状況に立たされています。

したがって、今一度、私たちは食の現状を見つめ直し、それを支える農業の大切さをしっかりと理解・認識し、次世代にバトンタッチできる持続可能な農業や自然環境を育てていくべきだと考えます。

一方、国は、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料自給率向上の具体的な目標を掲げ、「攻めの農政」への転換を図ろうとしています。

また、福井県も、「ふくい農業のあり方検討会」を設置し、これからの県の農業のあるべき姿を議論しています。

このような状況を踏まえ、本市は、概ね10年後の食と農のあるべき姿を示す「越前市・食と農の創造ビジョン 基本構想編」を策定いたしました。

策定にあたっては、「越前市食と農の創造ビジョン懇話会」を設置し、9回にわたる懇話会の議論を中心に、キックオフ大会や生産・流通・食の分野にわたるワークショップ（意見交換会）などを通じて、多くの市民の声を参考にまとめられた提言を活用いたしました。

なお、本ビジョンは、来年度策定が予定されている「基本計画」や「実践プログラム」に向けた基本的な考え方を示したものであり、生産者や消費者などの関係団体はもとより、すべての市民が理解・共有し、その実現に向けては、協働の精神で取り組むことが必要であると考えます。

目 次

I. 私たちが「食と農の創造」に取り組むわけ	4
II. 私たちが目指す食と農のすがた	6
1. からだとところを育む潤いのある食を創る	6
2. たくましさ、やりがい、こだわりのある農を創る	7
3. 農を基盤とした豊かな自然環境と人と人が絆で結ばれた地域社会を創る	9
III. 私たちの目指すすがたを実現するために	10

I. 私たちが「食と農の創造」に取り組むわけ

(1) 食と農をとりまく状況

《私たちの食》

① 食料自給率が停滞しています

戦後、低下の一途をたどった日本の食料自給率は、一向に向上する兆しが見えません。また、福井県における食料自給率は、カロリーベースで65%、コメを除くと10%という状況です。越前市の状況も福井県と同様と考えられます。(北陸農政局 2006年度の概算値)

② 食の安全・安心をめぐる事件が頻発しています

O-157やBSE牛、中国産冷凍ギョウザなど私たちの食の安全に関わる問題、さらには、心ない食品企業による偽装表示など食の安心(信頼)に関わる事件が後を絶ちません。私たちの食が脅かされています。

③ 食生活が変貌し、さまざまな問題が起こっています

外食や中食(なかしょく)^{*1}の増加に伴い、私たちの食生活が変貌しています。こうした傾向は、生活習慣病(メタボリックシンドローム)の早期発病や子ども・若者を中心とした食生活の乱れの一因にもなっています。

*1 中食(なかしょく)・・・家庭外で作られた持ち帰り用弁当、総菜などを購入し、家庭内で食事として摂取すること。

《私たちの農》

④ 農業の担い手が減少・高齢化しています

わが国の農業は、担い手が減少し、過半数が65歳以上の高齢者で占められています。この傾向は越前市においても顕著で、とりわけ園芸の担い手の減少・高齢化は著しく、生産量の落ち込みを招いています。

⑤ 厳しさを増し、危機的状態にある農業経営体が増えています

生産資材、飼料代などの高騰による生産費の増加、農産物価格の低迷による収益性の低下は、農業経営を厳しく圧迫しており、認定農業者(専業農家)をはじめとする担い手の経営が厳しくなっています。

⑥ 農地が荒廃しつつあります

農業の停滞は、農地の利用率を低下させ、耕作放棄地の増加を招いています。

また、生産条件が不利な中山間地域では、鳥獣被害をはじめ地域資源である農業用施設の管理や保全に厳しい問題が生じています。

《私たちの食と農》

⑦ 私たちの食と農が分断されつつあります

今日、食べものがいつでも・どこでも手に入ることから、いつどこでとれるかなどの関心が非常に低くなったといわれています。

また、稲と米とごはんの区別や繋がりわからない子どももいます。

このようなことは、本来、結びついていなければならない食と農が分断されつつあることによるもので、それは次のように説明することができます。

第一は、「時間・地理的な距離の拡大」です。私たちの食を遠く外国に頼ることや、地場産比率の低下は、生産と消費との時間・地理的な距離の拡大を招きます。

第二は、「段階的な距離の拡大」です。私たちの食が、外食や中食・加工食品に頼りすぎること、流通経路が必要以上に複雑になることは、生産と消費との間に多くの段階ができてしまい、その結果、生産と消費との距離の拡大を招きます。

第三は、「心理（意識）的な距離の拡大」です。「時間・地理的な距離」や「段階的な距離」の拡大は、食と農を結びつけて考えることを困難にさせてしまいます。

とりわけ、消費者が農業に無関心になってしまうこと、農業をイメージできない子どもが育ってしまうことは、食と農の分断に拍車をかけることとなります。

(2) 「食と農の創造」の必要性

先に示した諸問題を解決することが、まず重要です。そのうえで、私たちにとってかけがえのない食と農の関係を取り戻す必要があります。そのためには、もう一度、農業者はもちろんのこと、いろいろな立場に立つ人が、食と農の問題を真剣に考え理解し、食と農の関係を再構築するために行動することが求められています。

また、最近、食や農に対する新しい動きがあります。

それは、世界的な食料危機や食の安全・安心をめぐる事件により、食や農に対する関心が高まっていること。さらには、このように厳しい状況の中でも、地域にある農を見つめ直し、いきいきと楽しみながら、食と農の新しい関係を構築する動きもみられることです。

本市には、歴史的に育まれてきた多くの財産があります。越前和紙や越前打刃物、越前指物、越前漆器といった“ものづくり”や“食文化”にも関わる伝統工芸が栄

えてきました。

また、奈良時代に国府が置かれて以降、政治や経済、文化の中心であったことから、より豊かな食生活であったと考えられます。

さらに、農業生産においても、市場で高い評価が得られているしらやま西瓜をはじめ、キュウリやトマト、ナス、豚などは県内でトップクラスの生産量を誇ります。

豊かな食と農、自然環境を育み、市が将来像として掲げている「元気な自立都市越前」を目標に、「食と農の創造」を通して、食と農に根ざしたくらしを実現すること。

そして、農業が、食といのちに関わる重要な営み（産業）であると再認識し、健康で文化的なくらしを取り戻すことが求められています。

II. 私たちが目指す食と農のすがた

1. からだとところを育む潤いのある食を創る

- ◎ 家庭、学校、地域を舞台とした食育を展開する必要があります。子どもが変わると社会が変わるという認識に立ち、次世代を対象としながら、様々な立場の人が関わる食育を重視します。

本ビジョンにおける「食育」の考え方

ここで言う食育とは、食を通して農（生産）の姿を理解し、農が育まれている農村社会との関わりを創ることを目指しています。また、食育の対象を子どもたちだけに限定するのではなく、様々な立場の人が食や農への感謝、ひいては「いのち」を学ぶ機会となることが重要です。その意味で、本ビジョンが目指す食育は、「食農共育」（食を通して農のことを理解し、そこに携わる人たちが共に育む活動）として捉えることができます。

- ① 「和(日本的)」「旬」「地（地産地消）」を実感する食生活について、みんなが学びながら、その実現を目指します。
- ② 子どもを中心として、様々な立場の人が関わる地域の農業学習や農業体験の取組みを積極的に進めます。
- ③ 越前市固有の食文化の保存・再発見、普及・伝承活動に取り組みます。

- ④ 食と農を結ぶ拠りどころの一つとして農産物直売所を活用し、必要に応じてこのような拠点施設の設置を支援します。
- ⑤ 地元農産物活用に向けた学校給食の推進や地元企業への理解促進、食品関連企業における利用、さらには、農商工連携を促進します。
- ⑥ フード・マイレージ制度*²の導入や食品表示制度、地元農産物に対する栽培認証制度*³の拡充を検討します。

*2 フード・マイレージ制度

輸入農産物を対象に、各農産物の重量と相手国からの輸送距離を乗じたものです。この数値を把握することによって、自国の食料がいかに関国に依存しているか、と同時にいかに環境に負荷を与えているかを知ることができます。

*3 栽培認証制度

県の制度は、福井県特別栽培農産物認証制度であり、これは、農薬や化学肥料の使用制限によって、生産物を認証する制度で、①の無農薬・無化学肥料栽培～④減農薬減化学肥料栽培の認証制度。池田町の認証制度は、『ゆうき、元気正直農業』で、減農薬無化学肥料栽培の認証制度。

2. たくましさ、やりがい、こだわりのある農を創る

- ◎ たくましく、自立して生きるための農業を実現すると同時に、やりがい、こだわりのある農業、さらには、年代や属性に応じた生きがいのある農業、市民が気軽に楽しめる農との関わりなど、多様な農業の共存を目指します。

① 農業の担い手を狭い意味に限定しないで、次のような多様な姿を想定し、それぞれの形に応じた販路の確保、販売力の強化を図ります。

- 1) 大規模農業（認定農業者）
- 2) 集団的地域農業（集落営農組織）
- 3) 中小規模の兼業農業、集落ぐるみ農業
- 4) 生きがい創出型農業

特に、水田営農においては、1)と2)により農地の作業集積を目指しながら、3)と4)がそれぞれの役割を發揮して営農を行います。

- ② 技術、品質、環境などにこだわった農業、小さな営農・起業や生きがい農業、市民農園や家庭菜園に携わる非農家市民の農への関わりを応援します。
- ③ 集落力や地域力を活かした、持続性のある地域営農体制（集落営農）を構築します。
- ④ 生産者の収益を重視した農業経営体を育成するために、担い手への農地の集積、経営の自立化への支援を行います。既に実施されている水田経営所得安定対策や野菜等価格安定制度における所得や価格補償制度の拡充に努めるとともに、今後、地域農業を守るために、再生産価格を支援する地域システムについての研究に着手します。
- ⑤ 水稻を中心としながら、園芸や畜産も一定程度存在する「地域複合型農業」の実現を目指します。
- 特に、園芸・畜産の振興を図るために、重点園芸品目の地域ブランド化、特産品開発、投資負担を軽減するための団地化について検討します。
- また、耕畜連携の推進、環境にやさしい循環型社会の実現、国の有機農業推進法や県の推進計画(策定中)などを受け、環境に配慮した農業の推進が求められていることから、WCS（稲発酵粗飼料）などの飼料用米の導入や「環境調和型農業」*4の推進、さらには「資源循環型農業」*5の取組みについて検討します。
- ⑥ 新規就農希望者を積極的に受け入れるために、研修・定住・自立に向けての条件整備を進めます。

*4 「環境調和型農業」

減農薬・減化学肥料栽培など、特別栽培農産物から有機栽培による生産までを含めた農業。

*5 「資源循環型農業」

稲わらの漉きこみ、畜産糞尿の堆肥化、食品関連の事業所などから出る廃棄物の飼料化や堆肥化への利用など、バイオマスの利活用を行う農業。

3. 農を基盤とした豊かな自然環境と人と人が絆で結ばれた地域社会を創る

- ◎ 農地や里地・里山を含めた農村空間を市民が共有する社会資本（みんなの財産としての公共財）として位置づけ、農業・農村が持つ多面的機能を適切に保全・活用し、元気で安心して暮らせる地域社会を創ります。

農業・農村の持つ多面的機能の考え方

農業の持つ第一の役割は、言うまでもなく国民（市民）に対して安定的で安心・安全な食料を供給することです（基本的機能）。ただし、これ以外にも農業・農村には、洪水や土砂崩れの防止、地下水の涵養、生物生態系や景観の保全など、さまざまな機能があり、これらを多面的機能と呼びます。

多面的機能は、地域の中で適切に農業生産が営まれることによって発揮されるものですが、それを享受するのは非農家も含めたすべての市民です。そして、多面的機能を発揮している農業・農村、とりわけその具体的な資源としての農地や里地・里山は、市民共通の社会資本であると考えられます。

したがって、農業・農村の持つ多面的機能を維持していくためには、その存在価値をすべての市民が理解したうえで、多面的機能の維持のために行政は、一定程度の役割^{*6}を担うこと、市民は地元農産物に対して再生産価格で購入し、地域の農業を応援することが求められます。

*6 既に、「中山間地域等直接支払制度」や「農地・水・環境保全向上対策」など、多面的機能を維持、活用するための国や県、市の対策が講じられています。

- ① 次世代に継承すべき美しい農村景観を守ることに努めます。
- ② 貴重な地域資源である水資源の確保と生産基盤の適切な管理・改善に努めます。
- ③ 農村空間を、自然生態・環境・農業学習の場として積極的に活用します。
- ④ 農村空間を、市民の交流、相互理解の場として積極的に活用します。
- ⑤ エコ・グリーンツーリズムや自然環境を活かした農産物のブランドづくりなど、地域内外の住民との交流や多面的機能の活用による農業・農村ビジネスを展開します。

- ⑥ 食や農、自然環境を通じ、多様な活動の中で住民どうしが結ばれ、信頼や安心に基づく絆で支えられた地域社会の実現を目指します。

III. 私たちの目指すすがたを実現するために

- ◇ 一人ひとりの市民が食と農の創造のために自覚と役割を持ちます。
学ぶ、交流する、参画する、提案する、地域に貢献するなど、一人ひとりができることから活動します。
特に、食農共育を担う人材及び都市住民との交流やエコ・グリーンツーリズムの活動を進める人材の発掘・育成を図ります。
- ◇ 行政・団体は、市民や農業者との対話を重視しながら、あるべき姿の実現に向けて、リーダーシップを発揮します。
- ◇ 本ビジョンの実行性を高めるために、「(仮称) 越前市・食と農の創造条例」を制定します。

条例は、次のような性格を持つものとします。

- ① 越前市民が、食を育むことの大切さ、食を支える農業の大切さを理解・共有できる内容であること。(市民憲章・綱領のような役割)
- ② 越前市民一人ひとりが、自覚、役割、参画意識を高めることができる内容であること。(市民啓発としての役割)
- ③ ビジョンの実行性を高めるために、生産者や事業者、市民、行政の役割と責任を明確にした内容であること。(ビジョン実現のための法制的役割)

越前市食と農の創造条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第12条）

第3章 基本計画（第13条）

第4章 食と農の創造審議会（第14条）

附則

わたしたち越前市民は、食と農の営みを通して、人、自然、環境、社会、文化等の豊かな財産を今日まではぐくんできました。

日々の食の営みは、わたしたちの健全な心と体を育て、健康で文化的な生活を営む上でなくてはならないものであり、また、人が自然に働きかけ、自然の恵みを受けて成り立つ農の営みは、わたしたちの食や暮らしに結び付いたかけがえないものです。

しかしながら、近年、わたしたちは、食と農の大切さや結び付きを忘れ始め、このことが、食品の安全性への不安、農業者の減少や高齢化、農地の荒廃等、食や農をめぐる様々な問題の発生につながっています。

わたしたちは、これらの問題を乗り越えるため、食と農の現状を見つめ直し、その大切さを理解するとともに、食とそれを支える農との関係を構築するために行動しなければなりません。

ここに、市、農業者、農業団体、事業者及び市民の協働により食と農の創造を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の食と農の創造について、基本理念を定め、市、農業者、農業団体、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、食と農の創造推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食と農の創造を総合的かつ計画的に推進し、もって元気で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食 食を食べること及び食料、食生活、食文化その他の食を食べることに関連する事項をいう。
- (2) 農 農業及び農業を営む者並びに農地、農村その他の農業に関連する事項をいう。
- (3) 食と農の創造 食と農の現状を見つめ直し、その大切さを理解するとともに、食とそれを支える農との関係を構築することをいう。
- (4) 農業者 市内において農業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 農業団体 市内において農業に関係する活動を行う農業協同組合、土地改良区その他の団体をいう。
- (6) 事業者 市内において食料の加工、流通、販売等の事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 食と農の創造は、健康な体と心をはぐくむ潤いのある食の実現を目指して行われなければならない。

2 食と農の創造は、たくましく自立する農業、こだわりのある個性豊かな農業、生きがいとしての農業等の多様な農業の共存を目指して行われなければならない。

3 食と農の創造は、農を基盤とした豊かな自然環境の保全及び人と人とが絆で結ばれた地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農の創造の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(農業者及び農業団体の責務)

第5条 農業者及び農業団体は、基本理念にのっとり、安全な食料の安定的な生産及び供給に努めるとともに、食と農の創造に積極的に取り組むよう努めるも

のとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、食と農が市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深め、地域で生産される農産物の積極的な使用及び流通の促進に努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、食と農が市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本的施策の実施)

第8条 市は、食と農の創造を推進するため、その基本的な施策として次条から第12条までに定める施策を実施するものとし、農業者、農業団体、事業者及び市民は、当該施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(潤いのある食の実現のための施策)

第9条 市は、健康な体と心をはぐくむ潤いのある食の実現を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 食育の推進に必要な施策
- (2) 地産地消の推進に必要な施策
- (3) その他必要と認める施策

(多様な農業の共存のための施策)

第10条 市は、多様な農業の共存を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 担い手その他の人材の育成及び確保に必要な施策
- (2) 農業経営の安定に必要な施策
- (3) 環境調和型農業の推進に必要な施策
- (4) 農産物の特産化の推進に必要な施策
- (5) 農地の有効利用の促進及び確保に必要な施策
- (6) その他必要と認める施策

(農を基盤とした豊かな自然環境の保全等のための施策)

第11条 市は、農を基盤とした豊かな自然環境の保全及び人と人との絆で結ばれた地域社会の実現を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 農村景観の保全に必要な施策
- (2) 農村の資源を通じた交流活動の推進に必要な施策
- (3) 水資源の確保並びに生産基盤の整備及び維持管理に必要な施策
- (4) その他必要と認める施策

(食と農の創造に関する啓発)

第12条 市は、市民の食と農の創造に対する理解と関心が深まるよう、広報活動その他の啓発に必要な措置を講ずるものとする。

第3章 基本計画

(基本計画の策定)

第13条 市長は、前章に規定する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と農の創造の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見が反映されるよう十分に配慮するとともに、次条に規定する越前市食と農の創造審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市長は、食と農を取り巻く情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による基本計画の変更について準用する。

第4章 食と農の創造審議会

(食と農の創造審議会)

第14条 市長は、食と農の創造の推進のために必要となる事項を調査審議するため、市に越前市食と農の創造審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、及び

当該事項に関し必要と認める意見を市長に述べることができる。

(1) 基本計画に関する事項

(2) その他食と農の創造の推進のために必要となる事項

3 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1 勤労青少年ホーム運営委員会委員の項の次に次のように加える。

食と農の創造審議会委員 日額	7,700円
----------------	--------

備前福岡の市圏地産地消推進協議会

〒701-4265
岡山県瀬戸内市長船町福岡1588-1
TEL: 0869-26-2978
<http://ichimonji.ne.jp/>



地域の誇り、絆の再生と次世代の地域づくりにつながる食農体験

■活動の概要

岡山県瀬戸内市「長船町福岡」地域は、中世の頃、山陽道第一級の商業都市として賑わい、一遍上人絵伝に描かれた「備前の国福岡の市」が開かれた地域です。

協議会では、この「備前福岡の市」を現代版として復活させ、平成18年3月から毎月第4日曜日に開催しています。「備前福岡の市」の復活により、地域住民の地域に対する誇りや絆の再生につながるなど地域の活性化が図られています。

協議会の会員は、農業生産者、食品関連業者、地域住民など幅広く（約40名）、地元出店者は、環境負荷の少ない農法による生産やその生産物の加工・販売を行い、地産地消に取り組んでいます。

また、地域循環型農業の推進（五穀合鴨農法など）、地元食材メニューの普及のほか、地域農業への理解、食の大切さの啓発など次世代の地域づくりに向けた食農体験にも取り組んでいます。



備前福岡の市



史跡福岡の市跡

■食と農をつなぐ活動

平成10年に農業の多面的な価値を幅広く学ぼうと有志10名で公民館サークルとして「長船農学クラブ」を作り、活動を始めました。

平成16年からは、さらに農業の裾野を広げ、消費者の方に農業への理解、食の大切さを考えてもらいたいと農業自然体験学習活動として「親子たんぼと食べるもん学校」を開催しています。

このほか、協議会では、会員メンバーが提供できる「食育体験学習メニュー」をまとめ、食育連携に取り組んでいます。

素材の話や食の大切さの話を織りまぜながらの手打ちうどん教室、長船鴨ライスバーガー作り、味噌作りなどを行っています。



■将来に向けて

この地域を、子や孫の代まで住み続けられるような地域にしたいと思っています。そのためには、地域住民の多くが関わる農業がうまく回っていく必要があります、小規模でも持続できる地域営農モデルを作りたいと考えています。

今後、「親子田んぼと食べるもん学校」と地元の「五穀合鴨農法研究会」の生産者が連携し、農業応援団を広げるような活動をしていければと思います。

また、地域に愛着のある子は、地域を大切にします。

今の子ども達に原風景・原体験をたくさん経験してもらい、次の世代の地域づくりにつなげていければと思っています。

親子田んぼと食べるもん学校の取組

■活動内容

「親子田んぼと食べるもん学校」は、専用の田畑で、年間を通して農業体験（耕起、種まき、水やり、草取り、収穫まで）と収穫祭を行っています。

今年で7年目を迎え、米、イモ、スイカ、とうもろこしなど多種の作物を育てており、今では、14世帯ほどの親子が自然の恵み、農業の大切さなどを学んでいます。

「福岡の市」での収穫物の販売体験も行っています。

■参加者からスタッフへ

参加者は、最初はゲストのようでしたが、「できる人が水やりをしよう」と声上がり、今では自分達の田畑として、また、スタッフの一員として活動をしています。

■子ども達の変化

- ・野菜を見れば背景がわかり、食べ物の貴重さが自然にわかっているようで、野菜に対する思いが変わり、自らたくさん食べるようになりました。
- ・「福岡の市」出店の際も、子ども達は野菜をどのように育てたか分かっているので、お客さんから聞かれたことに全て答えることができ、自信を持って売場に立っています。



稲刈り体験



福岡の市出店

ひとこと

備前福岡の市圏地産地消推進協議会 大倉 秀千代 会長 ・ 磯野 里美 副会長



- ・「親子田んぼと食べるもん学校」の体験をとおし、子ども達は人との接し方を自然に身につけ、困ったとき何とかする力が育ちます。田畑での感覚は大人になっても忘れません。
- ・子供達が将来大きくなり、この体験がこういうことにつながっていたんだとわかった時がこの活動が活かされる時だと思います。

飯山農園の取り組み

飯山 太一

農業の未来を拓く会代表

連絡先 岡山県瀬戸内市牛窓町千手 81

栽培品目 60 品目程度

採卵鶏 150 羽

栽培面積 畑 1.2ha

労働力 本人、妻、研修生 1 人

有機農業に取り組むきっかけ

海外で農業開発の仕事に従事している際、日本農業の現状に対し危機感を持った。中国からの輸入農産物の残留農薬、BSE 問題、耕作放棄地が増え後継者が不足し食糧自給率 40 パーセント等々人間が生きていくうえでもっとも大切な食、その食を担う農業がこのままではたちゆかなくなる、そういう思いがふつふつとわいてきた。

海外で仕事をしている場合ではない、自身が農業の世界に飛び込み実際にこの目で何が問題なのか確かめ、できることなら解決したいそんな思いで農業を始めた。

農業をやるのであれば持続可能な農法で、かつ子供にはいつでも畑に来てもぎたての野菜を食べしてほしい、そんな考えで少量多品目栽培での有機農業を選んだ。

技術の習得

研修先は、有機農業関係の本で研修受け入れの情報をもとに探した。そして、栽培技術だけでなく販売まで研修生に任せている点が非常に魅力的であった栃木県の帰農私塾にて 2 年間研修した。

その後、2002 年、岡山県瀬戸内市牛窓町に就農。出身が兵庫県尼崎市なのでできるだけ近いところを探した。瀬戸内市は、役場の方が非常に熱心に対応してくれたのと明るい雰囲気が入り決めた。

就農後 2 年程度は、経済的にきつい状況であった。現在も自転車操業であることに変わりない。

栽培技術

土づくり

肥料は主に鶏糞、苦土石灰を使用。

病虫害対策

ニガリ（有機 JAS では認められていない）を葉面散布で使用。

雑草対策

ビニールマルチを使用している。

販路

10種類程度の野菜をセットで宅配（約70世帯：主に岡山市、宅急便で関西、関東）。露地栽培なので季節により量はかわるが、1セット2000円の一定料金で販売。

その他、レストラン、自然食品店、病院へ直売、JA直売所に出荷。

今後、経営的には野菜セットは現状を維持し、3品目程度の野菜をある程度大量に生産し、牛窓町をイタリア野菜の産地にしたいと考えている。なお、有機JAS認定は取得していない。

なお、セット販売をはじめたきっかけは、研修先がセット販売をしていて、直接消費者とつながれることに魅力を感じたからである。

研修受入れ状況

瀬戸内市においても農業者の高齢化がすすみ耕作放棄地も増加している状況なので、若い農業者を増やしたいという思いから、今年3月から研修生を受け入れている。

現在の経営状況など

需要はあるが生産が追い付かない状況である。作業の省力化や栽培技術の向上に努めている。

主な農機具は、トラクター（26馬力）、管理機、自走式ハンマーナイフモアー、人力マルチャーなど。

就農してよかったことは、何事も自分で決定できることである。また、直接、消費者やレストラン、自然食品店等に届けているのと、メディアに取りあげられることにより多くの方との出会いがあることが楽しみである。

これから就農される方に一言

独りよがりや勘違いでもいいから農業で食っていくという強い信念と覚悟を持つこと。

新規就農支援に望むこと

現在、国が行っている新規就農者に年間150万円を支給し最長7年間も継続できる支援策は、新規就農者にとって必ずしもよい支援とは思わない。就農へのハードルを下げすぎず、せめて支援は2年間程度とすべきである。

一方、受入れ農家側に支援があってもよいと思う。就農支援制度は各自治体により差はあるだろうが受け入れ農家に丸投げ状態。もう少しきめ細かい対応が行政側にあってもよい。

プロフィール：飯山 太一（いいやま たいち）

1967年、兵庫県尼崎市生まれ。鳥取大学大学院農学研究科卒。海外農業開発コンサルタント勤務を経て、有機農家で研修。2002年、岡山県瀬戸内市牛窓町にて就農。09年、農業の未来を拓く会設立。現在、農業の未来を拓く会代表。

「農業の未来を拓く会」について

設立までの経緯

2007年より、瀬戸内市の若手農業者が京都大学農学部の学生の農業研修を受け入れるようになりました。この研修を通して交流を続ける中、学生達が農業に対する認識を深め、多くの体験で得られた結果を生産者や生産現場にかかわる人に聞いてもらいたいという思いが強まり、「本気で農業を語るシンポジウム」を開催するに至りました。

以前は先述の活動を農業者有志で行っていましたが、活動が広がっていくにつれ実施主体が必要になり「農業の未来を拓く会」を設立しました。

設立目的

非農業者の農業に対する認識を改める。もしくは農業者との相互理解をより深める。

農業を取り巻く様々な人の意見交換の場の提供。

農業者が生産現場から声を発し、日本農業の活性化を図る。

活動内容

大学生の農業研修

新規就農支援（瀬戸内農業経営者クラブと協同）

シンポジウム開催（「本気で農業を語るシンポジウム」・年1回）

今後の展開

農機具メーカーのヤンマーが学生の農業研修やシンポジウムに協力してくれています。瀬戸内市とヤンマーが「地域づくり連携協定」を結び、新規就農支援に対しても協力していただいています。多くの若手就農者が増えることを願っています。

色々な立場の人が協力してはじめて、農業、農村地域の活性化が成し遂げられると思います。人々をつなげる接着剤になりたいと願っています。

農業生産法人（株）ワッカファームの取り組み

佐々木 竜也

連絡先 岡山県瀬戸内市邑久町海4396

栽培品目 80品目以上（イタリアントマト、ズッキーニ、小麦ほか）

栽培面積 2ha（うち水田10a）

採卵鶏 鶏20羽、山羊3頭

労働力 本人、スタッフ3名（研修生、WWOOFER*含む）

* WWOOFER（ウーファー）：お金のやりとりなしで、農業や、生き方について学びたく、仕事の手伝いや家事の手伝いをしてみたい人たち。

有機農業に取り組むきっかけ

子供の出産を機に、改めて生活や食のことは見直すようになった。

技術の習得

研修と言うよりアルバイト感覚で、慣行農家にて1年間学んだ。慣行栽培とは言え、土に触れる日々の中から得るものは沢山あった。その後、放し飼い養鶏場にて2年間研修し、2005年、岡山県瀬戸内市邑久町に就農した。

就農先は、2haの谷が丸々耕作放棄地になっていたところを見つけ、有機農業をするには理想的な場所だと思ったからである。

栽培技術

栽培にあたっては、とくに土壌分析をするのではなく、そこに生える草をよく観察して、作物を決めるようにしている。農場の谷を丸ごと一つの生態系と考え、その中でそれぞれの作物が生きやすい環境づくりを考えている。

土づくり

早生栽培。草堆肥、米糠中心に施用し、町内の鶏ふんも少量使用している。

病虫害対策

発生した病虫害に対して、何かの資材で対応するようなことはないが、大きな被害には至っていない。ただし、田んぼ跡地の為、高畝を心がけている。

雑草対策

除草が追いつかないので、サンブラックマルチを使用。

その他

出来る限り自家採種を心掛けている。

販路

個人宅配、同一グループ内の自然食品店、レストランおよび町内のスーパー地場産直コーナーに出荷。個人宅配は、10種類前後の野菜を詰め合わせ、基本的に1セット2,000円（送料別）で行っている。なお、有機JAS認定は取得していない。

研修受入れ状況

人手不足の解消、また共同作業や生活により築かれる結びつきを得るために、研修生の受け入れを始めた。農の雇用制度を利用した研修生を年間約1名、WWOOFREを年間10～30名を受け入れている。

現在の経営状況など

有機農業の魅力は、「一生当たり前に続けていく」と思えるほど、生活そのもの。

農産物の需要はあるが、生産が追い付かない状況である。作業の省力化や栽培技術の向上に努めている。

ワッカファーム全体での収入額は、初年度が300万円程度で、現在650万円程度である。販路の拡大、今後の方向性を模索中である。

主な農機具は、トラクター、コンバイン、管理機、草刈機など。

これから就農される方に一言

農業は、他の何にも代え難い意味のある仕事だと思う。食料を生産することに誇りを持ち、取り組んでもらいたい。正解も不正解もない世界である。

新規就農支援に望むこと

農家側からすると、恵まれすぎていると思えるほど、さまざまな支援策があると思う。農業によってこの国が支えられているような農業者を育ていける支援をしていただきたい。

プロフィール：佐々木 竜也（ささき たつや）

1976年、島根県隠岐の島生まれ。吉備国際大学卒。2005年、岡山県瀬戸内市邑久町にて就農。

新規就農 3 年目の意気込み

大河原 弘美

おおがわら農園 3 代目

「おおがわら農園」は、何事にも粘り強い父、縁の下の力持ちの祖母、そして、私の三人の典型的な家族経営の農家です。

経営概要

栽培面積 水稲 約 20 ha
ブドウ（瀬戸ジャイアンツなど）約 34 a

就農に至るまで

私が大学時代に情熱を注いだものは、ブドウでも米の栽培でもなく『牛』です。とにかく動物が大好きなので家畜繁殖学を専攻し、将来は「ヒトの役に立つ仕事＝医療」に携わる職業を考えていました。

そんな私を変えたのが就職活動中の父の一言です。『農業と一緒にしてくれないの？』初めて聞いた父の考えに驚きましたが、私の中に「農業」という選択肢は存在しなかったもので、その時は「するわけない！」と一掃したことを鮮明に覚えています。しかし、就職活動を続けながら自分の家の農業について考えるようになりました。真剣に農業と向き合い気付いたのは「父一人でこなすには限界である現状」「農業の魅力」です。まず、この家族のピンチを脱却するのは、私にしか出来ない仕事であるということ。さらに、人間に不可欠な「食」に携わる農業は、最終的には人間の「命」に関わること。そんなすごい仕事が身近にあったことに衝撃を受け、「これはやるしかない！」と思ったのです。やっと気付いたのかと思われるかもしれませんが、それが私のスタートです。



いざ就農

ほとんど白紙からのスタートの就農一年目は、父について作業を行うのが精一杯でした。慣れない農作業、仕事とプライベートのオンオフがはっきりしていない生活に苦戦しました。何から始めたらよいかわからない、でも「私流のやり方を見つけなければならない」ということだけはわかりました。「やれることからやってみる」を行動目標に立て、まず農協出荷に頼っていたブドウの半分を産直市場



で販売しました。農協へ出荷すると知らない土地に運ばれ、自分にとって不本意な値段で取引されます。このことに納得できず、「自分で売る」ということをとても意識していました。さらに、新たな販路の拡大を目指して商談会へ参加しました。営業も販売も未経験の私は、とりあえず「おおがわら農園」という屋号を掲げ、名刺とパンフレットを作り会場へ乗り込みました。結果は惨敗、しかし回数を重ねるごとにスムーズな商談が行えるようになり、今年のブドウの出荷が楽しみです。

就農二年目、自分には農業の知識もまだまだですが商売の知識が足りないことを感じ、商工会へ入会しました。商工業を営んでいる方々との出会い、農業以外の視点を持つことは私にとって刺激的です。さらに、地元の朝市「備前福岡の市」への参加も始めました。前日からの準備、当日の店のディスプレイや販売にはとても体力と時間を使いますがそれだけの価値があります。対面販売を通じて得られる、消費者の生の意見や反応は、新しいアイデアや目標が得られる貴重な場です。



これから

この二年間で、自分の思い描く未来は常に変化を遂げてきました。それは今まで出会ってきた方々の影響が大きく、この出会いがあるからこそ今後も「自分の農業」について、悩み、考え、時々泣いて、私はレベルアップしていくのだと思います。変化する社会情勢の中で勝ち残っていく為には、“日本の” “岡山の” “おおがわら農園の” と選択されるようなブドウ作りは急務の課題です。今年の目標は「とにかく動く」自分の上限を決めず何事にも挑戦しようと心に誓っています。

※有機・環境保全型農業研究会(平成24年3月21日、岡山商科大学)資料より転載。

アイガモ農法から桃の有機栽培へ

－ 広がる有機農業の魅力－

井頭 俊彦

栄果園

農業を始めたきっかけ

倉敷で代々農業を営んでいる桃（果樹）農家の祖父が三代目、叔父が四代目、そして私が五代目です。とは言っても、私自身は大学卒業後、30歳までの農業とは全く関係ない会社でサラリーマンをしておりました。

農業を私が始めたのは、祖父から農業の跡を継いでほしいと言う強い希望があったからです。これはかなり幼いころから祖父に言われ続けていたので、農業と関係のない学部の大学に進んでサラリーマンになっても、心の中に残っていたのだと思います。それから私が農業の跡を継ぐことを祖父だけでなく、周りの皆が喜んでくれると思ったからです。当時、すでに私は結婚してましたので妻とも相談し妻も私も会社を辞めて農業をすることにしました。当然周りの人々は喜んで私たちを迎えてくれました。

それから私自身、生まれた自分の子供たちに、安全・安心・おいしい野菜や果物を食べさせたいと強く思うようになりました。そして、子どもたちを自然の中でのびのびと成長させたいという気持ちが芽生え始めました。

四代目の叔父たち二人は桃を作り続けて50年、農家というより本当においしい桃をつくる”桃づくり職人”という表現がぴったりくるような人です。桃作りの知識と研究熱心さは、本当に見習うことばかりです。また、目先の利益を追うことよりも、本当においしい桃をお客様に届けたいと心から思っている人です。わたしは、素晴らしい師匠を持ってうれしくおもいます。

経営の概要と有機農業への思い

桃園：250a 梨園：10a 水田：15a を家族4人で経営しています。

私自身は、農業を始めたころから自然と共生して、またより自然に優しく人にも優しく、をモットーにしています。有機無農薬（無農薬・無化学肥料）栽培に興味を持っていました。有機農業をすることは子や孫まで自然や環境に優しい、ひいては地球をきれいに出来るのではないかと思ったからです。

しかし、なにから手を付けたら良いか良くわかりませんでした。そんなときに、3年前のあるときパソコンで岡山商科大学の岸田教授、当時は岡山大学農学部にいらした先生のアイガモ農法の講座を見つけました。そして、その講座で岸田教授からアイガモ農法について学んだのが有機無農薬栽培との出会いでした。

講座が終わってから自分の水田 15a でアイガモ農法で米作りをしてみたいという私に、岸田教授が色々ご指導くださりアイガモ農法で米作りを初めて、今年で 3 年目になります。私の作ったお米は、家族・親類が食べる分を作るくらいで、米作りだけで暮らしていけると言うわけではありません。でも私がアイガモ農法に失敗したら、その家族や親類が食べるお米は全く取れなくなります。と言う可能性もありましたが、皆の協力でアイガモ農法による米作りを始めました。そうしてはじめたアイガモ農法ですが、最初から先生の指導が大変良いので成功し、毎年、家族と親戚のみんなで安心・安全・おいしいお米を食べられて本当に感謝しています。

今後、このアイガモ農法で作ったお米のおいしさをもっとたくさんの人に知ってもらえたらと思っています。その実践例として、わが家の水田では、食育というほど立派なものではないかも知れませんが、毎年、私の子供が通った地元にある幼稚園の園児たちに来てもらって、一緒に水田へアイガモのヒナを放しています。地域のテレビ局にも取材に来てもらっています。園児たちにお米がどうやってできるのか、そして、お米について少しでも興味をもってくれたらいいなと思っています。幼稚園の子供たちは自分が放したアイガモのヒナが気になるのか、幼稚園の帰り道や遊ぶときに水田へよく見に来ます。三々五々近所の人々も見に来て、交流の場になっています。素晴らしい癒しの空間だと思っています。そういう子供たちの姿を見ると私もうれしくなります。また、わが家の子供たち三人もアイガモが水田にいる間様子を見に行っています。自分たちもアイガモにえさを与え、自分たちが毎日食べているお米のできる様子を見て、ご飯や食べものを大事にするようになりました。

桃の有機栽培への挑戦

アイガモ農法で米作りを始めてから、わが家の一番の主力作物である果樹の桃でも有機栽培をしてみたいと思うようになりました。2011 年から桃の有機栽培に挑戦し始めました。

有機栽培と一口で言っても定義がいろいろあります。私が取り組んでいる有機桃栽培は豚糞、自分で手作りした腐葉土、有機液肥などを与えて育てています。桃の木によってくる害虫は手で、虫・菌は金ブラシでこすり取ります。桃園の雑草には除草剤はっさい使用せず生かし、ハーブなども植えています。しかし、雑草はこまめに草刈り機で刈取っています。その刈り取った草もそのまま畑にまいておきます。そうすると、草そのものが桃の肥料になってくれるからです。

普通の桃づくりよりはコストも手間もかかります。でも、樹によってくる虫を取る作業などは私の家族に手伝ってもらうこともできます。自然にも人にも優しい方法で育てた桃はとってもおいしく、本来の桃の風味があります。時間はかかりますが、こつこつやれば有機栽培で桃作りの出来ることがわかってきました。今年は山の（果樹園）の一部だけでなく、さらに広げて我が家の裏にある桃園でも有機栽培に挑戦しようと思っています。

この桃園は周囲を住宅に取り囲まれているので、特に有機栽培でやりたいのです。ご近所の住民の方々にも喜んでもらえるのではないのでしょうか。ここの畑は 10 年以上まえから除草剤を使用せずに早生栽培をしています。お陰で隣接する我が家の庭にも、ツクシなどが生えるようになりました。私には首都圏に住む姪っ子がいるのですが、その姪っ子が我が家に遊びに来て家のツ

クシを見て驚いていました。ツクシを見たのがはじめてだったそうです。しかも、それが調理したら食べられると聞いて、どんな味なんだろうと想像がつかなかったそうです。この果樹園には何も薬（農薬）など散布していないから安心してツクシを摘んでいいというと、大変よろこんで庭の中のツクシを摘んで持って帰りました。私の実家でツクシを料理して食べて思ったよりおいしかったと言っていました。そんな風子供が食べるものや農業をいつも身近に感じながら生きていってくれたらなと思います。また、この畑には地元の小学生も一年間桃の勉強会をしています。桃の成長をかんさつしてくれています。桃の成長をきろくしてスケッチしたり、わたしの話を聞いて桃づくりの作業工程を学んだりしています。

私が今こうやって有機無農薬栽培をやっているのがうれしく思うことが二つあります。

一つは日々感じることなのですが、世の中の流れが有機無農薬栽培を後押ししてくれているように感じます。ブームなどという一時的なものでは終わらない世の中の人々が真剣に環境、食の安全について考え始めた自然の流れだと思います。有機野菜・無添加食品などを専門に扱うネット業者や会員制の宅配サービスもどんどん増えています。また、それを利用している人も増えているようです。

二つめは自分のやっている農業をじぶんの子供たちに継いでほしいと思えることです。実際、子供たちは将来桃作りがしたいと言っています。この一年、有機無農薬栽培で作った桃を糖度センサーで測定したところ実際糖度も高くとてもおいしい桃ができました。長年、桃に携わってきた家族も皆驚いているほどの良い香り、これぞまさに桃だと桃自身が誇っているように思いました。

是非実際に一人でも多くの人にこの桃の香りを感じ・味わってほしいと思います。

わたしの今後の課題は、有機無農薬栽培の桃の製品率を上げることです。この課題は今後、長年有機無農薬栽培を続けていくことによって土壌がさらに改良され僕自身も自己治癒力をたかめていくので改善されるのではないかと思います。また私の希望はその栽培面積を増やしていくことです。

※有機・環境保全型農業研究会（平成 24 年 3 月 21 日、岡山商科大学）資料より転載。

ブドウ栽培の常識への挑戦

上松 美智夫

上松園芸

私の農業遍歴

昭和26年に農業高校を卒業後、就農し両親の農業経営に参加しました。当時の経営規模は水田が40aで、ブドウ畑が40aでした。農業で生計を立てる覚悟を決めていた私は、両親と共に荒れ地を開墾し、ブドウ畑を120aまで拡げました。同時に、近所の篤農家に親子でブドウ作りの基本を学ぶと同時に、農業の総合性や農業人としての生き様を考える機会をいただいたと思います。



実習生と上松夫妻

昭和27年に4Hクラブを結成し、仲間が集う研修の場づくりを行いました。翌年の昭和28年に、そのクラブの全国研究発表会で優勝し、農林大臣賞を受賞しました。

昭和35年にブドウのビニール被覆栽培を始め、当時はほとんど導入されていなかったマスカットでもそれを試みました。マスカット栽培と言えばガラス温室が常識でしたが、5年かけてビニール被覆による栽培技術を確立しました。このことがきっかけで、研究機関でのビニール被覆によるマスカット栽培の科学的な解明が進みました。そして、マスカットという高級品種ブドウのハウス栽培が広く現場にも普及しました。

昭和42年に全国NHK優秀農家に推薦され、農林水産大臣賞を受賞しました。この頃、ブドウ栽培の研究とその実践に明け暮れる毎日でした。しかし、私は地域農業の発展を望み、地域の仲間になにができるかを考えていました。その思いが、昭和49年から24年間、私に岡山県農業士として地域農業の発展に力を注がせ、9年間県農業士会会長を全うさせました。

昭和55年に2,000㎡の大温室を建て、ブドウの有機栽培へ一歩を踏み出しました。

昭和62年に20aで桃栽培を始め、平成15年から桃の木オーナー制度を取り入れて現在も継続しています。

栽培したブドウ品種遍歴

昭和27年にブドウ品種のキャンベルアーリー、デラウェア、ナイアガラ、ネオマスカット、ヒロハンブルク、昭和35年に巨峰、マスカット・オブ・アレキサンドリヤ、昭和55年にコールマン、リザマート、



顔より大きな瀬戸ジャイアンツ

瀬戸ジャイアンツ、昭和55年に皮ごと食べられる瀬戸ジャイアンツ、マスカットビオレ、赤嶺、平成16年にシャインマスカットをそれぞれ導入しました。

現在の主な栽培品種は、マスカット・オブ・アレキサンドリア、瀬戸ジャイアンツ、マスカットビオレ、赤嶺、シャインマスカットです。とくに、皮ごと食べられる瀬戸ジャイアンツと高い糖度で皮ごと食べられるシャインマスカットが消費者に人気があり、赤系ブドウの赤嶺も好まれています。

有機栽培に取り組んだ背景と現在の到達点

若い頃、私はよく狩猟に行きました。その時、山を眺めながら休憩するたび、なぜ、山頂に大木が育ち、施肥しない森林の木々が育つのかを考えていました。そして、私は米やブドウなどの栽培に農薬と化学肥料が必要なのか疑問を持つようになりました。無理して化学物質を導入することなく、自然に近い状態におけるブドウ栽培の可能性を探り始めました。

大温室を建ててから現在まで、私はシマミズによる土壌改良に取り組んでいます。米ぬかと落葉に竹林の土着菌を混ぜて堆肥を作り、土壌に投入しました。

基本的に、温室内で発生する落葉、選定枝、草はすべて土壌に還元しています。温室の生態系で資源を循環させることは、樹の健全な育成につながり、品のある旨みを持った安心で安全なブドウ栽培につながることを、長年の取り組みから学びました。

生態系のバランスを維持する土作りを中心としたブドウ栽培を続け、昭和62年頃から無農薬で無化学肥料の有機栽培に取り組み、試行錯誤が続きました。その結果、平成16年に、ブドウの有機栽培に成功し現在に至っています。ただし、ブドウの種を取り除くために、ジベレリンなどの化学物質は使用しています。

本当に長い道のりで、ブドウ有機栽培技術の確立の可能性にかけて、あらゆる努力をしました。土や樹、そしてブドウから発信される情報を逃がすまいと、必死に観察を続けました。しかし、ただがむしゃらに取り組んでいた訳ではありません。この成功を試験場の専門家に報告し、温室に来ていただきました。しかし、その時、農学研究者は無農薬で無化学肥料のブドウ栽培の事実を、決して受け入れようとはしませんでした。

昭和55年から電解水を導入し、温室の通気性を高め、太陽光を積極的に取り入れています。ブドウ有機栽培では、赤ダニ、ハマキ、トラガ、ウドンコ病、ベト病などの病虫害にも、最新の注意を払うべきであり、私は水と空気と太陽を活用しています。だからといって、病虫害を100%抑制しているわけではありません。実際、ブドウの生長と収穫に影響しない程度の虫や病気の発生はあります。しかし、生態系のバランスが安定しているので、樹の成長とブドウの収穫量への影響は微々たるものです。



大温室で学生に説明

ブドウは複数の流通形態を設定

私はブドウ販路の選択肢を複数設定し、売れ残りの危険を低くするように経営努力をしています。JAへの系統出荷を行い、直接消費者からの注文を受け発送し、自然農産物を扱う店舗にも出荷しています。2年前からは地元放送局が立ち上げた通販サイトで販売し、岡山県外の全国からも注文が入るようになりました。

この通販サイトに生産者が登録する料金は無料で、私たちが決めた生産者価格は保証されています。しかし、サイトに生産者として登録するためには、栽培基準の書類審査や現地圃場と作業小屋などの視察があり、生産者には食味がよく安心して安全な農産物の出荷が求められています。

備考：私の年齢は78歳です。毎日、時間を作りソフトテニスをしながら、体力強化に努めています。私が挑戦し、可能にしたブドウ有機栽培技術を多くの方に伝えたいと考えています。興味のある方は、遠慮無くお問い合わせ下さい。

プロフィール：上松 美智夫（うえまつ みちお）

1933年、岡山県岡山市生まれ。51年、農業高校を卒業後、就農。ブドウ栽培に取り組む。52年に4Hクラブを結成し、翌年全国研究発表会で優勝、農林大臣賞を受賞。60年、ブドウのビニール被覆栽培を始め、マスカットのビニール被覆による栽培技術を確立。マスカットのハウス栽培の普及に寄与。67年、全国NHK優秀農家に推薦され、農林水産大臣賞を受賞。74年から24年間、岡山県農業士として地域農業の発展に力を注ぐ。内9年間、県農業士会長を勤める。80年、大温室を建て、ブドウの有機栽培を開始。87年、20aで桃栽培を始め、2003年から桃の木のオーナー制度を取り入れ、現在にいたる。

※有機・環境保全型農業研究会(平成24年3月21日、岡山商科大学)資料より転載。



実習生と出荷作業

有機農業に関する相談の問い合わせ先

有機農業をはじめるとあって、どこに相談をしたらいいのかというのが最初の問題かもしれません。全国には有機農業の相談に応じられる団体がいくつもございます。各団体それぞれ特色があり、答えは様々ありますので、色々と相談してみてください。相談窓口情報の詳細は、ウェブサイト「有機農業をはじめよう！」yuki-hajimeru.net をご覧ください。

「どこに相談したらいいかも分からない」「有機農業についてまず質問してみたい」などの方は、とりあえず全国相談窓口にお問い合わせしてみてください。

都道府県	団体名	電話番号
全国	有機農業参入全国相談窓口	0558-79-1133
北海道	津別町有機農業推進協議会	0152-76-2151
北海道	北海道有機農業生産者懇話会	011-385-2151
北海道	微生物応用技術研究所名寄研究農場	01654-8-2722
青森県	MOA自然農法青森県連合会	017-774-2531
岩手県	一関地方有機農業推進協議会	0191-75-2922
岩手県	岩手県農林水産部農業普及技術課	019-629-5652
宮城県	宮城県農林水産部農産園芸環境課	022-211-2846
秋田県	NPO法人永続農業秋田県文化事業団	018-870-2661
山形県	遊佐町有機農業推進協議会	0234-72-3234
山形県	山形県農林水産部環境農業推進課	023-630-2481
福島県	(財)福島県農業振興公社 青年農業者等育成センター	024-521-9835
福島県	福島県農業総合センター有機農業推進室	024-958-1711
茨城県	NPO法人アグリやすと	0299-51-3117
茨城県	茨城県農林水産部農産課	029-301-1111
茨城県	NPO法人あしたを拓く有機農業塾	090-2426-4612
栃木県	NPO法人民間稲作研究所	0285-53-1133
栃木県	栃木県農政部経営技術課環境保全型農業担当	028-623-2286
群馬県	高崎市倉渕町有機農業推進協議会	027-378-3111
千葉県	有機ネットちば	0476-94-0867
千葉県	山武市有機農業推進協議会	0475-89-0590
東京都	東京都産業労働局農林水産部食料安全室生産環境係	03-5320-4834
東京都	特定非営利活動法人 日本有機農業研究会	03-3818-3078
新潟県	三条市農林課	0256-34-5511
新潟県	にいがた有機農業推進ネットワーク	025-269-5833
新潟県	NPO法人雪割草の郷	0256-78-7234
石川県	金沢市有機農業推進協議会	076-257-8818
長野県	(公財)自然農法国際研究開発センター	0263-92-6800

都道府県	団体名	電話番号
静岡県	一般社団法人MOA自然農法文化事業団	0558-79-1113
愛知県	オアシス21オーガニックファーマーズ朝市村	052-265-8371
三重県	社団法人全国愛農会	0595-52-0108
滋賀県	NPO法人秀明自然農法ネットワーク	0748-82-7855
兵庫県	兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課	078-362-9210
奈良県	有限会社山口農園～オーガニックアグリスクールNARA	0745-82-2589
和歌山	和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室	073-441-2905
岡山県	岡山商科大学経営学部岸田研究室	070-5424-2729
広島県	食と農・広島県協議会	090-3177-0438
徳島県	(特非)とくしま有機農業サポートセンター	0885-37-2038
香川県	香川県農政水産部農業経営課	087-832-3411
愛媛県	今治市有機農業推進協議会	0898-36-1542
高知県	有機のがっこう「土佐自然塾」	0887-82-1700
熊本県	くまもと有機農業推進ネットワーク	096-384-9714
大分県	NPO法人おおいた有機農業研究会	097-567-2613
鹿児島県	鹿児島有機農業技術支援センター	0995-73-3511
沖縄県	(財)微生物応用研究所大宜味農場	0980-43-2641

※ 有機農業相談窓口の登録を希望される団体は、「有機農業参入促進協議会事務局（Tel/Fax : 0263-92-6622）」までご連絡ください。

有機農業の研修受入先をご紹介します

有機農業参入促進協議会（有参協）は、有機農業の参入促進を担っている団体が構成員となり、「公的機関及び民間団体と協働して、有機農業への新規及び転換参入希望者を支援すること」を目的として、本年 4 月に設立いたしました。構成団体のさまざまな活動情報を紹介するとともに有参協独自の活動を通して、参入支援情報の発信拠点としての役割を担っている団体です。

有参協では国の有機農業総合支援事業（有機農業参入促進事業）の補助金の交付を受けて、有機農業の実施者を増加させるための事業を進めています。この事業の一環として、有機農業研修受入先の情報整備を行ない、これから有機農業の研修を希望する方に、ウェブサイト「有機農業をはじめよう」（yuki-hajimeru.net）を通じて、希望者に適切な情報を提供しています。

有機農業の研修をされたり、受けられたりしている皆様に、有機農業の研修受入先をご紹介します。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

ご紹介いただいた研修受入先には、当方より「有機農業研修受入先データベース作成のための調査」用紙をお送りして、研修内容や施設などについてお尋ねします。ご返送いただいた情報については、研修受入先の皆様にご迷惑をおかけしないように最善の注意を払いながら、ウェブサイトにて、研修を希望される方に情報を提供していきます。

研修受入先と連絡の取れる情報＜個人（団体）名、連絡先（住所）、TEL、FAX、E-mail など＞を下記の「有機農業参入促進協議会有機研修先調査室」までご連絡ください。

皆様のご協力をお願いいたします。

有機農業参入促進協議会
有機研修先調査室

〒518-0221 三重県伊賀市別府740

社団法人全国愛農会内

Tel:0595-53-0070 Fax:0595-53-0071

E-mail:kensyu@yuki-hajimeru.net

有機農業公開セミナー 開催一覧

回	開催年月	開催地	テーマ	主催	共催	後援
第1回	2007年 6月	茨城県 阿見町	有機農業の採種と 育種技術を考える	有機農業 技術会議		
第2回	2007年 9月	京都府 京都市	有機農業の新規就 農を考える	有機農業 技術会議		
第3回	2007年 11月	長野県 松本市	有機農業大学講座 & 有機農業の堆肥 と土づくりを考える	有機農業 技術会議	長野県有機農 業研究会	農林水産省・長野 県・松本市・長野県 農業会議・信州大 学・JA長野中央会
第4回	2008年 7月	福島県 郡山市	有機農業を基本か ら考える	有機農業 技術会議		農林水産省・福島県
第5回	2008年 10月	島根県 浜田市	有機農業大学講座	有機農業 技術会議		農林水産省・島根 県・浜田市・島根県 立大学・JA島根中央 会・島根有機農業協 会
第6回	2009年 11月	高知県 高知市	有機農業の施設栽 培を考える	有機農業 技術会議	高知県有機農 業推進連絡協 議会・「有機 農業技術公開 セミナー in 高知」実行委 員会・高知県	農林水産省・高知 市・高知大学・JA高 知中央会・高知県園 芸連・高知県有機農 業研究会
第7回	2010年 2月	北海道 津別町	安全・安心の大規模 農業を考える	有機農業 技術会議	津別町有機農 業推進協議 会・津別町・ 津別町農業協 同組合	農林水産省・北海道
第8回	2010年 11月	石川県 金沢市	大規模稲作を考え る	有機農業 技術会議	石川県有機・ 減農薬農業振 興協議会・金 沢市有機農業 推進協議会	農林水産省・石川 県・金沢市・石川県 農業協同組合中央会
第9回	2011年 1月	山梨県 山梨市	果樹栽培の可能性 を考える	有機農業 技術会議	やまなし有機 農業連絡会議	農林水産省・山梨 県・長野県・山梨市・ 長野県有機農業研究 会
第10回	2011年 12月	奈良県 宇陀市	野菜の安定生産と 流通を考える	有機農業 参入促進 協議会	宇陀市有機農 業推進協議 会・宇陀市	農林水産省・奈良 県・奈良県農業協同 組合

回	開催年月	開催地	テーマ	主催	共催	後援
第11回	2012年 2月	大分県 臼杵市	土づくりと地域の 未来を考える	有機農業 参入促進 協議会	おおいた有機 農業研究会・ おおいた有機 農業推進ネッ トワーク	農林水産省・大分 県・臼杵市・豊後大 野市・JA 大分中央 会・朝日新聞社・毎 日新聞社・読売新聞 西部本社・大分合同 新聞社・NHK 大分放 送局・OBS 大分放 送・TOS テレビ大 分・OAB 大分朝日放 送
第12回	2012年 10月	岡山県 瀬戸内 市	食と農による地域 づくりを考える	有機農業 参入促進 協議会	農と食による 地域づくり研 究会	農林水産省・岡山 県・瀬戸内市・岡山 商科大学

MEMO

第12回有機農業公開セミナーの開催および本資料の作成は、平成24年度有機農業総合支援事業（有機農業参入促進事業）の一環として実施しています。

本資料の複製、転載および引用は、必ず原著者の了承を得た上で行ってください。

2012年10月30日発行

有機農業をはじめよう！ No.3

有機農業参入促進協議会事務局

〒390-1401 長野県松本市波田 5632

Tel/FAX : 0263-92-6622

Email : office@yuki-hajimeru.net

Website: yuki-hajimeru.net

yuki-hajimeru.net

有機農業参入促進協議会（有参協）では、有機農業をはじめたい方を応援しています。全国の有機農業者、有機農業推進団体と連携して、研修先、相談窓口などの情報発信や相談会、実践講座、公開セミナーの開催など、さまざまな活動を行っています。